

水と緑と万葉のまち景観計画

— 佐野市景観計画 —



はじめに

景観法が平成17年6月より全面施行され、全国の自治体が景観計画を策定し、良好な景観の形成を推進しています。本市におきましても、平成21年3月31日に景観行政団体に移行し、景観計画の策定に着手いたしました。



計画の策定にあたっては、景観まちづくり市民ワークショップを開催し、市民活動団体の皆様にご協力をいただき、現地調査やグループワークを重ね、本市が有する景観資源の保全や活用について検討してまいりました。

こうした成果を踏まえ、本市の景観づくりを推進するための基本理念や基本目標等を定めた「水と緑と万葉のまち景観計画」を策定いたしました。本計画では、景観の資源面と構造面に着目し基本方針を定めており、地域の特性に応じた景観の形成を図るため、方針で示したゾーニングに基づき景観形成基準を設けております。

平成24年4月1日より、本計画と「佐野市水と緑と万葉のまち景観条例」がスタートすることとなりますが、景観の普及啓発イベントや地域の勉強会等を重ね、住民、事業者の皆様とともに良好な景観の形成を推進していきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、佐野市景観計画策定委員会の委員の皆様や景観まちづくり市民ワークショップに参加いただいた活動団体の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただいた関係者に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成23年11月

佐野市長 **岡部正英**

目 次

序 章 景観計画の策定の考え方

- 1. 景観計画の内容 1
 - 1-1 景観法の概要 / 1-2 景観行政団体の概要 / 1-3 景観計画の概要
- 2. 計画の位置づけ 3
- 3. 景観の特性と課題 4
 - 3-1 地勢の特徴と景観 / 3-2 景観の特性と課題

第 I 章 景観計画

- 1. 基本理念及び基本目標 27
 - 1-1 基本理念 / 1-2 基本目標
- 2. 景観計画区域 29
- 3. 良好な景観の形成に関する方針 30
 - 3-1 景観形成方針の体系 / 3-2 景観形成の共通方針
 - 3-3 景観資源別基本方針 / 3-4 景観構造別基本方針
- 4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 52
 - 4-1 届出対象行為 / 4-2 特定届出対象行為 / 4-3 景観形成基準
 - 4-4 届出の流れ
- 5. 景観形成重点エリアの指定方針 57
- 6. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 58
- 7. その他良好な景観の形成に関する選択事項 58
 - 7-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項
 - 7-2 景観重要公共施設の整備に関する基本事項
 - 7-3 景観農業振興地域計画の策定に関する基本事項

第 II 章 実現化方策

- 1. 協働による景観形成 59
- 2. 景観形成の推進方策 60
 - 2-1 景観形成のルールづくり / 2-2 景観形成の意識啓発や知識の普及 /
 - 2-3 地域の景観づくりの推進 / 2-4 庁内の推進体制の整備
- 3. 関連法や諸制度との連携 64

参 考 資 料

- 1. 計画の策定体制 資料 1
- 2. 委員会及びワークショップの開催経過 資料 2
- 3. 景観啓発イベント 資料 3
- 4. パブリックコメント及び説明会 資料 4

序章 景観計画の策定の考え方

1. 景観計画の内容

1-1 景観法

平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」が公表され、国として景観の保全・整備が重要な課題として掲げられ、景観施策への取り組みを積極的に行うこととなり、平成16年6月にわが国初の景観に関する総合的な法律である景観法が制定されました。

景観法は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とし、基本理念や住民、事業者、行政の責務を明確にしており、良好な景観形成のための行為規制や支援の仕組みを備えています。

1-2 景観行政団体

景観行政を担っていく意欲のある市町村は、都道府県知事と協議の上、景観行政団体となることができます。景観行政団体になった自治体は、景観法に基づく景観計画を策定し、景観法の諸制度を活用した景観行政を進めていくことができます。

本市は、栃木県知事と協議し、その同意を得て平成21年3月に景観行政団体となりました。

1-3 景観計画

景観計画では、以下の事項を定めることとされています。

【必須事項】

- 景観計画の区域
- 景観計画区域の景観の形成に関する方針
- 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（指定対象の建造物・樹木がある場合）

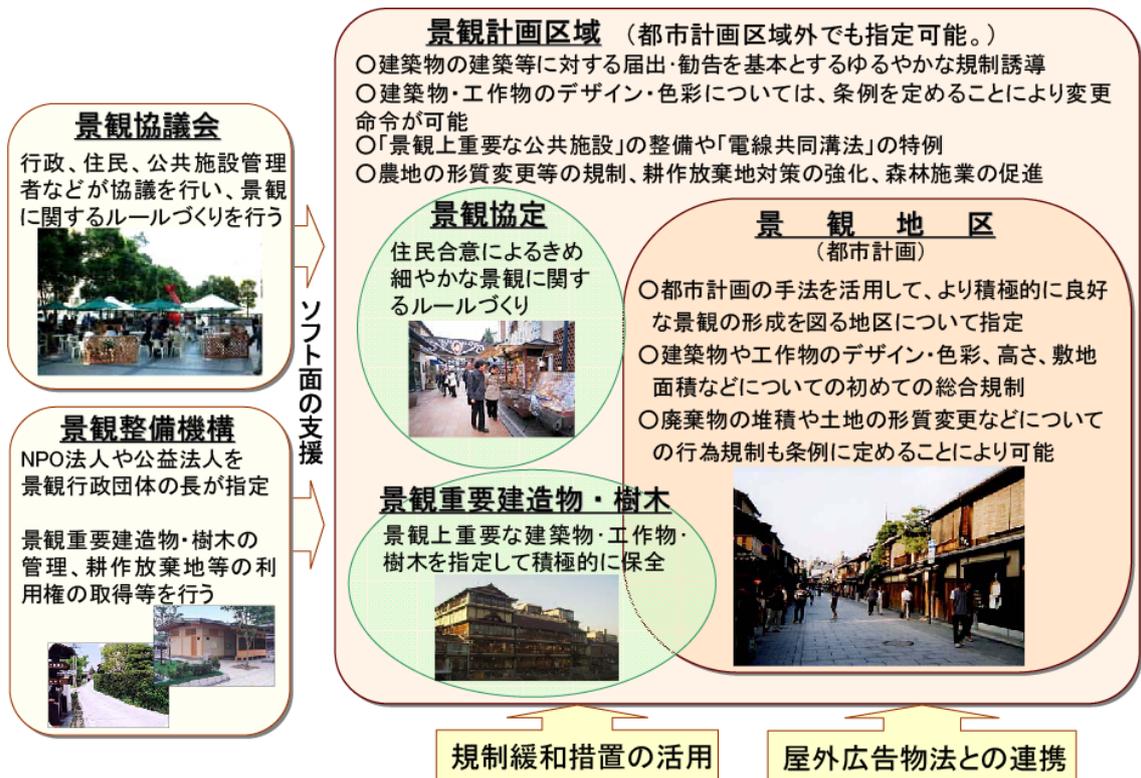
【選択事項】

- 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

景観法対象区域のイメージ(出典:国土交通省 HP)



行為の規制と支援の仕組み(出典:国土交通省 HP)

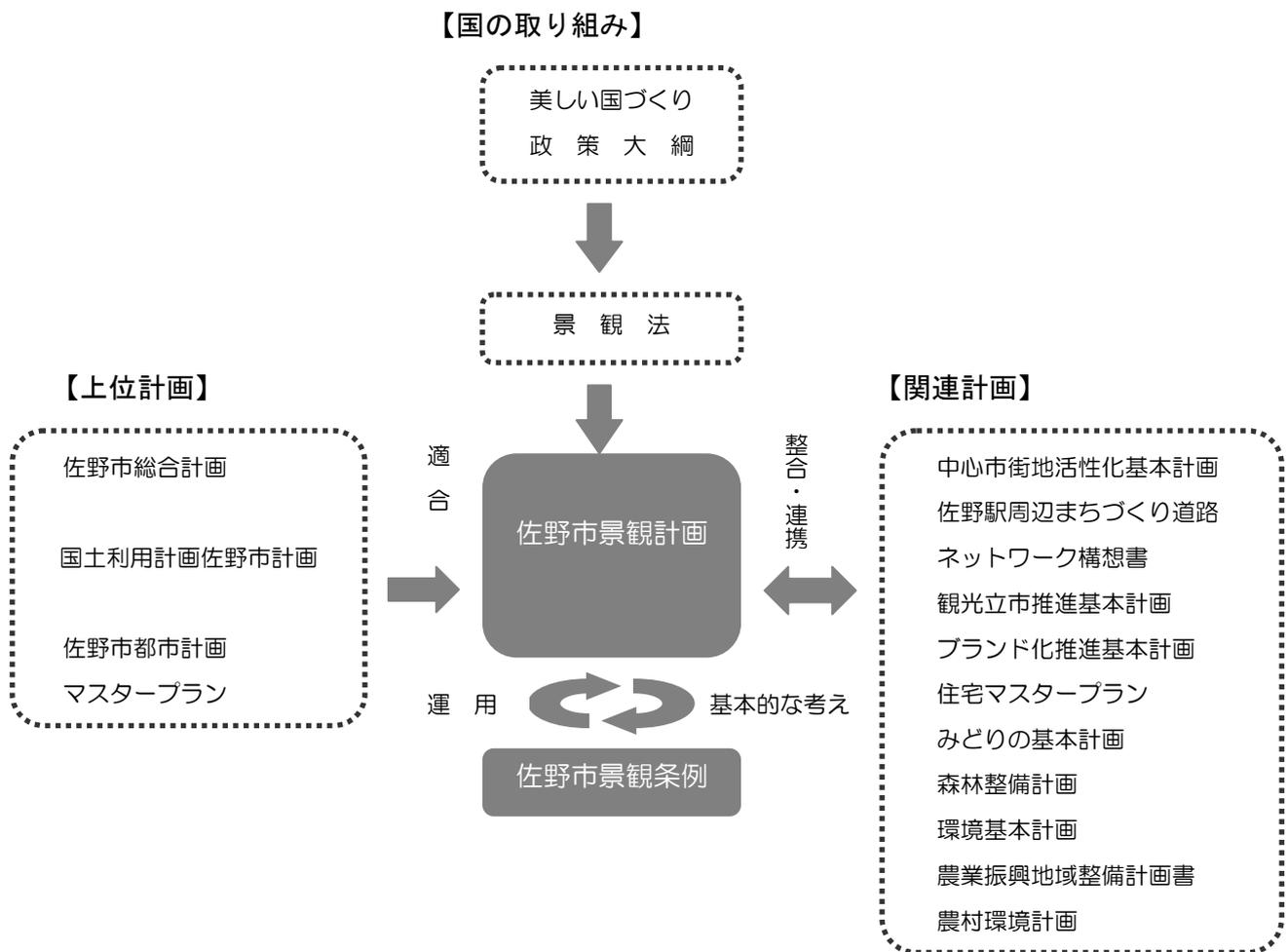


2. 計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、本市の良好な景観の形成に関する総合的な基本計画です。

本計画の策定にあたっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた景観条例を制定します。



3. 景観の特性と課題

3-1 地勢的特徴と景観

本市は、栃木県の南西部に位置しており、東は栃木市、岩舟町、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山、根本山、熊鷹山、丸岩岳、野峰、奈良部山、多高山等をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しています。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけて山岳地帯が広がり、南部と西部は平坦な市街地、農地となっており、関東平野に向かって開けています。また、山岳地帯から、3つの水系（秋山川、旗川、彦間川）の源流が流れ出し、中山間地を経て、下流の田園地帯や市街地を縦断しながら南下し、渡良瀬川に流入しています。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖ですが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっています。また、北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約1,000mあるため、冬季には積雪があり、4月初旬においても残雪がみられることがあります。

こうした起伏に富んだ地勢のもと、佐野地区、田沼地区、葛生地区の市街地は、比較的低層で、戦災を逃れた古い建築物が点在し、各市街地の歴史的背景を深く感じるまちなみを形成しています。これらの市街地は主要な幹線道路で繋がれており、その沿道にはロードサイド型の商業施設や業務施設が立地しており、賑わいと活気のある沿道景観を形成しています。また、佐野新都市は、商業・教育、業務施設が集積するとともに、ゆとりと潤いのある居住環境のもと新興住宅が住宅地を形成しています。

市街地周縁部には農地が平野に広がり、営農環境に恵まれた集落景観を見ることができます。また、この外側には標高200m級の里山が市街地の三方を取り囲むように連なり、季節の移り変わりを楽しませてくれます。

中山間地域の丘陵地には、周辺の自然環境と調和した農山村の集落景観が見られ、さらに沢沿いに奥に進むと、豊かな森林環境に恵まれた奥山の連なりが雄大な山並みを形成しています。

3-2 景観の特性と課題

景観資源の特性と課題を把握するため、「自然景観」「歴史・文化景観」「まちなみ景観」「人文景観」の4つの視点で整理します。

自然景観

奥山、里山、溪谷、河川、湧き水、田園等の自然的要素をもつ景観です。

奥山と沢の景観／河川・湧き水の景観／営農集落の景観／眺望景観

歴史・文化景観

歴史ある建造物や樹木、城跡、社寺、産業遺産等の歴史・文化的要素をもつ景観です。

本市の代表的な歴史・文化景観／地域の身近な歴史・文化景観

まちなみ景観

住宅街、商業施設、産業業務施設、駅や道路等の公共施設等の都市的要素をもつ景観です。

住宅地の景観／商業地の景観／工業地の景観／道路・鉄道とその沿道の景観／公共施設等の景観／公園・緑地の景観

人文景観

伝統行事、季節の祭り、イベント等での人々の賑わい・交流、日常の暮らしや地域活動の様子等で創出される景観です。

祭事・イベントの景観／暮らしの景観

自然景観

【奥山と沢の景観】

特 性

- 2万 ha を超える県内有数の森林資源があり、広大な森林景観を形成しています。
- 奥山の河川源流部には、三滝や大滝をはじめ、名瀑ともいえる多くの滝があります。
- 周辺の自然環境を活かした自然体験型の宿泊施設があります。 ※「奥山と周辺の滝マップ」参照
- 豊富な自然生物が生息し、学術的に価値の高い自然植生を目にすることができます。

生息する主な動植物
動物 ヤマネ、ツキノワグマ、テン、カモシカ
植物 ヤマユリ、ヤマフジ、ヤシオツツジ

- 蓬萊山は、紅葉や新緑のシーズンを中心に、多くのハイカーや写真愛好者が訪れます。

検討課題

- 林業の停滞や林業従事者の減少等による管理不十分な森林が増加しています。
- 開発に伴い森林が減少し、まとまりある良好な森林景観が損なわれています。
- ゴミの不法投棄による景観悪化が懸念されます。
- 希少な動植物種の保護や生息・生育地の保全が望まれます。

主な景観資源



蓬萊山神社

日本三蓬萊の一つに数えられ蓬萊山にあり、周辺には遊歩道が整備されています



三滝ほか(旗川水系)

旗川の源流にあり利根川水系 100 選にも選ばれた三滝。途中には 3ヶ所の湧水「上人の水」「蓬萊水」「宝生水」があります



大滝ほか(秋山川水系)

秋山町から鹿沼市への林道大荷場・木浦原線沿いの秋山川最上流にあり、遊歩道が整備されています



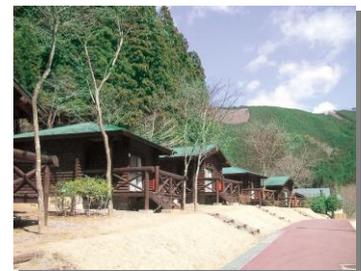
根古屋森林公園

大径の針葉樹・広葉樹で形成された 38ha の森林公園。宿泊施設をはじめ、遊歩道、貸農園クラインガルテン等があり、そば打ち体験や飛駒和紙すき体験もできます



あきやま学寮

小学校跡地に建てられた、ログハウスタイプの宿泊施設。郷土料理のうどん作りや木製写真たて作り等の体験プログラムもあります



蓬山ログビレッジ

恵まれた自然環境を活かした野外レクリエーション拠点として、コテージ、水上アスレチック、展望台等が整備され、周辺ではハイキングや釣りが楽しめます

【 河川・湧き水の景観 】

特 性

- 山岳地帯を起点とする3つの水系が平地の市街地を縦断し、一級河川の渡良瀬川に注ぎ込んでいます。
- 河川敷では、スポーツ施設やサイクリングロードなどが整備され、レクリエーションの場として活用されています。
- 市内各所には自然環境の優れた湧水池があり、市民の憩いの場となっています。

検討課題

- 無機質な印象を強く感じるコンクリート護岸に改修された河川やため池があります。
- 家庭や工場・事業所からの排水により、水質の低下が懸念されます。

主な景観資源



秋山川

水源地を氷室山とし、安蘇川とも呼ばれ、万葉集東歌に「下毛野 安蘇の河原よ 石踏まず 空ゆと来ぬよ 汝がこころ告れ」と詠まれています



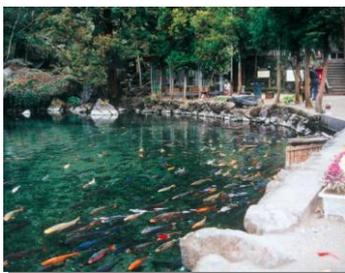
旗川

北部山地の中央の沢を源流とし、彦間川と合流し、さらに南下して渡良瀬川に合流します。河川敷の公園や堤防の桜並木が多く見られます



菊沢川

絶滅危惧種のナガレコウホネが自生し、住民が保護活動に力を入れています。1940年代まで、ホタルが飛び交い、ミヤコタナゴが群れていました



出流原弁天池

後背地の山からの湧水で形成されており、1985年、当時の環境庁によって「日本の名水百選」に選定されています



人丸神社の湧水池

万葉の歌人柿本人麻呂を祭神としており、池には鯉数百匹が遊泳し、初夏には見事な水蓮の花が咲きます



飛駒湧水の里公園

県営中山間総合整備事業で造られ、付近に県のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類であるホトケドジョウ、カジカ、ニホンアカガエル等が生息しています



牧親水公園

山々に囲まれた静かな公園ですが、休日は家族連れで賑わっています。付近には写真愛好家の間で有名な「佐柄見の桜」があります



渡良瀬川・秋山川の菜の花

渡良瀬川から秋山川にかけて、菜の花が土手沿い約2kmにわたり咲きます

【 営農集落の景観 】

特 性

- 中山間地域の山麓では、飛駒の沢、作原の沢、秋山の沢、の各沢沿いに集落が形成され、地域特有の自然環境と一体となった景観を形成しています。
- 植野地区、旗川地区、吾妻地区等の市の南西部に平野に広がる田園地帯には、集落が農地、社寺、鎮守の森等と一体となった景観を形成しています。
- 市街地から中山間部を望むと、里山の連なりが市街地の三方を取り囲んでおり、市街地景観の背景となる山並みを形成しています。

検討課題

- 耕作が放棄された土地があり、まとまりのある農村景観が損なわれつつあります。
- 鳥獣被害による荒れた農地、農地や用水路への不法投棄、資材の野積み等の景観を阻害する要素があります。
- 斜面の緑の連続性を分断する開発が行われています。
- 周辺の景観にそぐわない派手な野立広告が掲出されています。
- 採掘場・採石場には、山肌が露出したままのところがあります。

主な景観資源



あかみ山

田園地帯に囲まれた南北およそ 2km にわたるあかみ山。『万葉集』に詠まれたあかみ山の所在については諸説がありますが、東山がそれといわれています



仙波地区のそば畑

夏から秋にかけてそばの白い花が咲き誇り、周辺には農村レストランがあります



下彦間高野の棚田

山間地にある急傾斜地の階段状の水田で、1ha に約 70 枚の枚数があり、「残したいとちぎの棚田 21」に認定されています



中山間地域の農山村

中山間地域には集落と周辺を流れる清流、後背の美しい里山、山裾の農地等が一体的な景観を形成しています



平野に広がる田園風景

市街地周縁部には優良な農地が広がり、昔ながらの営農風景を残しています

【 眺望景観 】

特 性

- 唐沢山や三轟山の展望台のほか、市街地の高台から日光連山や富士山を遠望できます。
- 城山公園や嘉多山公園から市街地を一望できます。

※「主な富士見スポット」参照

検討課題

- 展望台等の施設管理が行き届いてない箇所があります。

主な景観資源



唐沢山からの眺望

山頂付近にはいくつかの眺望スポットがあり、冬がよく晴れた日には新宿副都心の高層ビル群や、遠く富士山が眺望できます



三轟山展望台からの眺望

市街地を一望できるほか、遠く東には筑波山、西には上毛三山、北には日光連山が望めます



熊鷹山付近からの眺望

熊鷹山の山頂からは、女峰山・男体山・奥白根山・皇海山・赤城山・浅間山・秩父の山並み・富士山、筑波山と、百名山も多数見えます



嘉多山公園から見た市街地

公園内には市街地を一望できる展望台があり、南には葛生の家並み、東には石灰工場群の産業活動が見渡せます



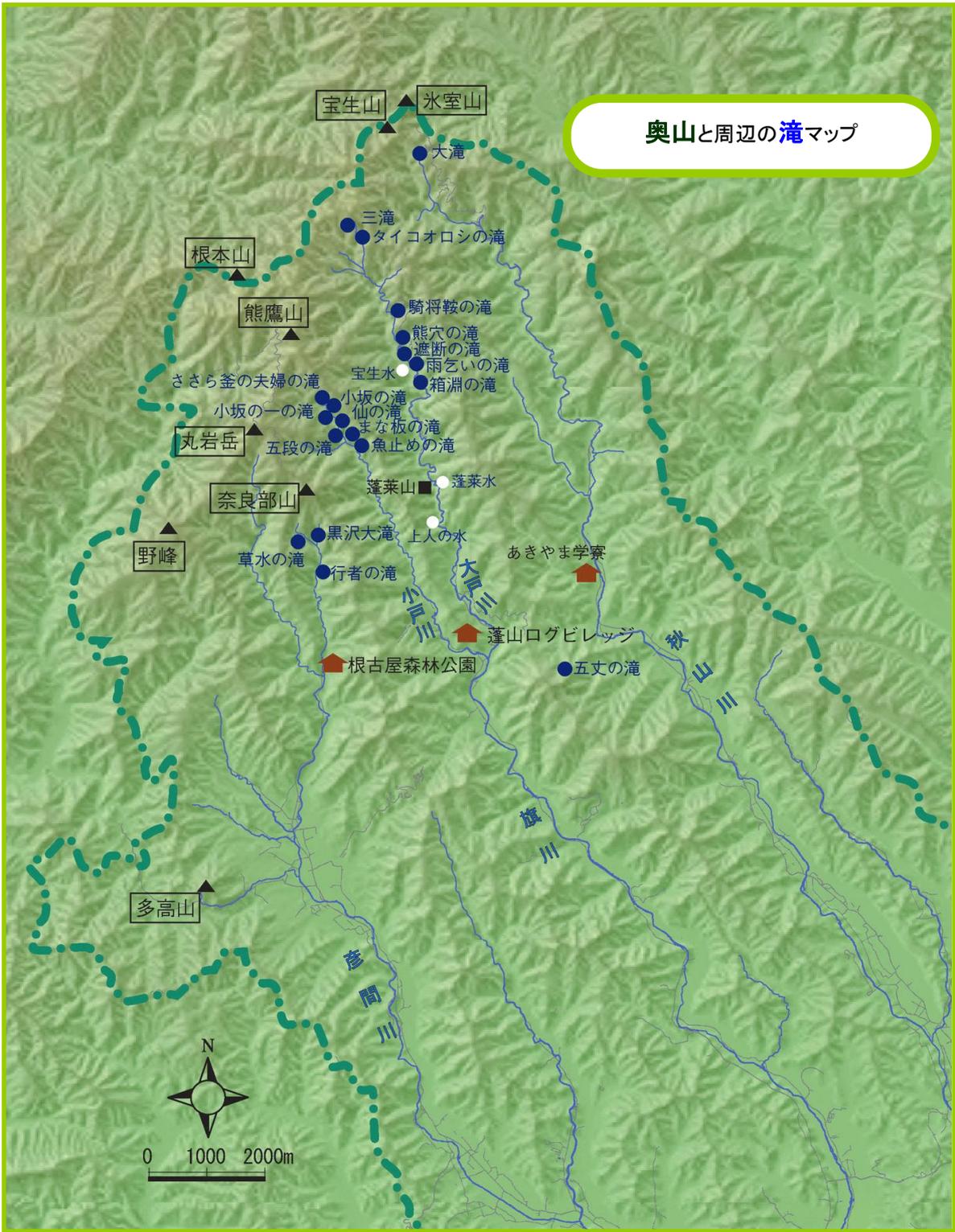
観音山から見た市街地

東武佐野線が佐野駅を出て大きくカーブする所に位置し、小高い丘の頂上は展望広場となっており、周囲のお寺や昔からの市街地が見渡せます



塩坂峠付近からの眺望

付近にはハイキングコースが整備されており、山頂にある鳩峰神社からは市街地や足尾、日光の山並みが見渡せます



四季を彩る花と木マップ



ヤシオツツジ



節分草



サルビア街道



満願寺のしだれ桜



城山公園の桜



あかみ浅間の里のボタン



蓬莱山もみじ



ザゼンソウ



そば畑



彼岸花



葛生小のケヤキ



ツツジ



梅林公園



カタクリ



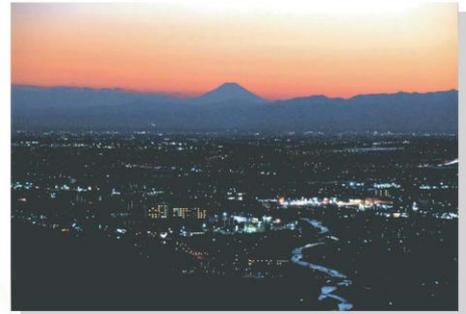
菜の花



植野小のスズカケ



主な富士見スポット



唐沢山から市街地越しに見た富士山



歴史・文化景観

【本市の代表的な歴史・文化景観】

特性

- 唐沢山城跡や佐野城（春日岡城）跡などが公園として整備され、地域のシンボリックな景観となっています。
- 佐野の市街地は、江戸時代の初期に碁盤の目状に整えられ、歴史ある建物や社寺・仏閣が分布しています。
- 例幣使街道沿いには宿場町としての昔の面影をとどめる建物が残っています。

検討課題

- 歴史的な建物が維持管理されず空き家になったり、現代的な建物に建て替えられたりされ、歴史風情あるまちなみが消えつつあります。
- 例幣使街道は沿線のまちと連携し、広域的な景観形成が望まれます。

主な景観資源



唐沢山城跡

藤原秀郷の子孫と言われる佐野氏が築城した山城で、戦国時代末期の堅牢な高石垣が残る東日本では数少ない城です



佐野城跡

別名春日岡城ともいわれ、藤原藤成がここに館を設け、春日明神を祀ったと伝えられています。1602年、唐沢山城主佐野信吉は、幕府の山城禁止の命を受けて、唐沢山城からこの地に移ったといわれています



春日岡山惣宗寺

徳川家康の棺を日光に遷送する途中、一夜安置した縁により、三十三世の義明の尽力により建立されました。「佐野厄よけ大師」として親しまれ、毎年関東菊花競技大会が開催されています



例幣使街道沿いの家並み

かつての日光例幣使街道だった本町通りには現在も見世蔵造りの建物が点在し、当時の雰囲気は今に伝わっています



江戸街道の家並み

例幣使街道と交差する江戸街道沿いには、旧糸問屋「寺岡邸」をはじめ、洋館「小島邸」、店だ形式の「太田邸」等があります。また、見世蔵造りの店舗も軒を連ねています



殿町通りの家並み

明治以降民家や商家の建築に用いられた、出桁造りの商家があります。梁を出した出桁で軒の垂木を支える構造で、軒の立派さが商店の格を示しています

【 地域の身近な歴史・文化景観 】

特 性

- 市街地を中心に歴史ある社寺・仏閣が多く分布しています。
- 市内には、国・県・市指定文化財が249件、登録文化財が1件等、歴史・文化的価値のある文化財が数多く分布しています。
- 地域の成り立ちを今に伝える産業遺産ともいえる景観資源があります。

検討課題

- 歴史的価値がある建物や樹木でも維持管理が困難となっています。

主な景観資源



田中正造ゆかりの家

足尾鉾毒問題の解決に尽力した田中正造の生家は小中町にあります。維持管理は「小中農教倶楽部」が行っており、一般公開されています



椿田城跡

唐沢山城の支城として建てられました。この地域は上野、下野の境界で、館林や河(川)越に対する押さえの目的で築かれたといわれています



影澤医院

明治44年に建築された、ポーチのある玄関上部にベランダを備えた洋館で、映画「宮沢賢治～その愛～」、「遠き落日」のロケに使用されました



司馬遼太郎文学碑

太平洋戦争末期、戦車隊が本市の国民学校に駐屯しました。その中の一人が福田少尉(後の司馬遼太郎)で、死と向き合いながら、この地で終戦を迎えました



須花坂トンネル

明治・大正・昭和の各時代に造られた3つのトンネルが現存する須花坂峠。明治トンネルは、田島茂平らが約8年の歳月と私財を投じ、明治22年に手堀りで完成させました



井伊直弼宿泊の家

井伊直弼が下彦間地区を巡視する際に宿泊した家。勸農政策の推進の一環でレンゲソウの植栽を奨励したため、この地域ではレンゲソウを井伊の官位名「掃部頭(カモンノカミ)」に因み、カモンバナと呼んでいます



鋳物工場跡

古来より鋳物の町として全国に名を知られ、西の芦屋、東の天明と茶人に愛好されました。写真は明治時代に建てられたレンガ造りのキューポラ跡



三好小学校旧校舎

明治時代に建てられた現存する唯一の学校建築で、市指定有形文化財に指定されています



東武佐野線レンガ造りのトンネル

大正3年から整備が始まった東武佐野線には、道路や両毛線を跨ぐ橋にレンガが使用されており、現在も市内の各所にその姿をとどめています



御所ノ入の五輪の塔

市内には 100 基を超える五輪塔があり、そのほとんどが安山岩です。山形町の御所ノ入には、群馬県みどり市産といわれる凝灰岩でできた五輪塔が、山裾にひっそりと建っています



水塚のある風景

水塚とは、河川の増水や洪水に備えて屋敷全体、または屋敷内の一部を、周囲より高く築いた防水施設をいいます。この塚の上に物置(土蔵)を建て、水害時には家族の避難場所となりました



日本キリスト教団佐野教会

設計は早稲田大学の隈研吾や栃木県庁舎を手掛けた佐藤一、建築は田口喜作といわれています。教会堂は国の登録文化財として保存されることとなりました



朝日森天満宮

地域の人から「天神さま」と呼ばれ親しまれています。境内には陽明学者中根東里撰文による「下毛野天明郷管神頂廟碑」があります



星宮神社

かつて天明宿の氏神で、社殿に至る石段の前には天明鑄物師たちが造った銅造の明神鳥居があります



船板塀の家

越前・馬門河岸も、1900年代から交通運輸の手段が鉄道に変わり、急激に衰微しました。廃船になった船板は、旧回漕問屋や料亭などの板塀として活用されましたが、現在は1軒を残すのみとなっています



一瓶塚稲荷神社

唐沢城再興を期した佐野荘司讃岐守成俊公により、富士村の稲荷大明神を遷して祀られたもの。本殿は朱塗りの権現造りで、境内の銅製鳥居は、国認定重要美術品です



願成寺

藤原秀郷公の開基といわれており、建長年間に佐野源左衛門常世は衰微した寺を再興し、宗門を臨済宗となし、山号を梅秀山と号しました。常世は謡曲「鉢の木」で知られています



妙願寺

鎌倉時代に創建と伝える日蓮宗の古刹。境内に彦根藩佐野陣屋にあった陣屋稲荷、大橋町で水車業を営んでいた檀徒の須永家の水神様が移築されました



龍光院

観音堂には、かつて観音様と一緒に「カテキ様」が安置されていました。これは、1600年豊後(大分県)の臼杵に漂着したオランダ帆船リーフデ号の船尾を飾ったエラスムスの木像です



大庵寺

唐沢城主佐野昌綱が家臣の津布久昌成の菩提を弔うために開きました。佐野氏の庇護となり、昌綱の肖像画が寄進されています



東光寺

山門(中門)は、廃藩置県後に、堀田藩佐野城藩邸(佐野城とも呼ばれる)の大手門を移築したものです。境内には市の天然記念物である、かやの木や広葉杉の巨木がそびえています

まちなみ景観

【 住宅地の景観 】

特 性

- 市街地には低層の住宅が密集しており、かつての佇まいを残している家屋があります。
- 地区計画により、佐野新都市ではゆとりと潤いのある新興住宅地が形成されています。
- 市街地周辺部には、工場と混在した住宅地が見られます。
- 戸建ての分譲地では、統一感のある意匠形態の住宅が並び、生垣等を設置しています。
- 佐野新都市では規模の大きい集合住宅が多く見られます。

検討課題

- 周辺の住宅地と調和するよう建築物の形態、意匠等の景観誘導を図る必要があります。

主な景観資源



佐野新都市の住宅地

佐野新都市の住宅地は、うるおいのあるまちを形成するために、建物の色彩や壁面の位置、外構などに関する地区計画が定められています



戸建ての分譲住宅地

開発メーカーが分譲した住宅地は、建物の意匠・形態や外構部に統一感が見られます



大規模な集合住宅

規模の大きい集合住宅は、地域のまちなみ景観の形成に大きな影響を与えます

【 商業地の景観 】

特 性

- 佐野の中心市街地は、駅前交流プラザやまちなか活性化ビルがオープンし、市民や来訪者の交流拠点となっています。また、空き店舗を活用した店舗が一部で見られ、商店街としての賑わいを見せつつあります。
- 田沼地区の市街地は一瓶塚稲荷神社の門前町としての街並みを色濃く残しています。
- 葛生地区の市街地は大通りが整備され、地場産業である石灰を用いたフレスコ画に彩られた建物がいくつか分布しています。
- 東西の産業道路をはじめ、主要な幹線道路にはロードサイド型の大型商業施設が建ち並び、自動車利用者の目に付きやすいような屋外広告物が掲出されています。
- 佐野新都市には、大型商業施設やアウトレット等の大型商業施設が立地しています。

検討課題

- 市街地では、まちなか活性化を促進するため、回遊性を高める魅力と賑わいのある商業地景観のさらなる創出が必要となります。
- 屋外広告物の面積、高さ、個数等が条例の基準を上回って無許可で掲出され、まちなみの景観を阻害しています。

主な景観資源



佐野の駅前通り

佐野駅南土地区画整理事業の一環として整備が進められてきた駅前通りは、電線が地中化されています。また、内務省令で設置された佐野町道路元標があります



田沼地区の一瓶塚稲荷神社周辺

田沼地区の中心部にある一瓶塚稲荷神社周辺は、門前町としての面影を強く残すまちなみを形成しています



葛生地区の大通り

葛生地区の中心部を南北に貫く県道葛生停車場線は、電線類地中化と歩道の整備が行われました。沿道には古くからの建物も建ち並び、風格ある景観を見せています



佐野新都市の大型商業施設

UR 都市機構により進められた佐野新都市開発整備事業に伴い、イオン佐野新都市店等の大型商業施設が立地しています



幹線道路沿いの商業施設

自動車の通行量が多い幹線道路沿いには、ロードサイド型の商業施設が並び、大型駐車場を併設しています



佐野の市街地

街路整備を行っている市道53・54号線沿いには、人形店や鋳物のお店が佇んでいます

【 工業地の景観 】

特 性

- 昭和 40 年代の佐野工業団地の整備以降、羽田工業団地や田沼工業団地、佐野新都市の産業団地などが整備されてきました。
- 地区計画や建築協定により、各地域の周辺景観に配慮した良好な地区環境を形成しています。
- 市街地周辺部には単独立地する大規模な工場や流通施設が見られます。
- 北関東自動車道佐野田沼 IC の開通により、周辺に産業団地の造成が見込まれています。

検討課題

- 高い塀に覆われ閉塞感があり、敷地内や周辺の緑化が十分でない工場が見られます。
- 新規立地する工場は、地区計画や建築協定等により周辺景観に調和するよう誘導を図る必要があります。

主な景観資源



佐野みかも台産業団地

地区計画により良好な環境をもった産業団地が形成され、市のごみ焼却施設「みかもクリーンセンター」もあり、余熱利用施設も併設されています



佐野インター産業団地

旧越名沼を干拓した田園地帯越しに、みかも山を背景として、工場群が周囲と調和して建ち並んでいます



羽田工業団地

栃木県企業局により開発され、田園地帯のなかで、周囲に緩衝緑地を配置した緑豊かな工業団地となっています



佐野工業団地

首都圏整備委員会、日本住宅公団、栃木県及び地元関係者の協力を得て、昭和 40 年 1 月に団地の造成に着手し、昭和 43 年 3 月に完成しました



田沼工業団地

昭和 60 年代に開発され、大規模な工場や流通施設が立地しています

【 道路・鉄道とその沿道景観 】

特 性

- 東北自動車道佐野藤岡 IC 及び北関東自動車道佐野田沼 IC 周辺は、県内外からの来訪者を迎える市の玄関口となっています。
- 市街地の骨格を形成する国道 50 号、東西の産業道路（県道佐野環状線及び県道佐野田沼線の一部）、佐野環状線、駅前通りの沿道にはさまざまな施設が立地し、市民の日常活動の軸を形成しています。
- 佐野駅前通りや佐野新都市幹線道路、葛生地区の中心部では電線類が地中化され、開放感のある道路景観が形成されています。
- 住宅地や郊外を通る道路では、地域住民が周辺の草刈りやゴミ拾い、花壇整備等を行い、道路景観の維持向上が図られています。
- JR 両毛線や東武佐野線を利用すると、車窓からまちなみや田園風景を見渡せます。

検討課題

- 国道や主要な幹線道路沿いでは、屋外広告物の乱立が目立ちます。
- 電柱が道路景観を阻害しているとともに、歩行者空間の安全性が確保されていません。
- 駅周辺では放置自転車、不法駐車、ごみの投げ捨て等が見受けられます。
- 佐野田沼 IC 周辺は、市の新たな玄関口としてふさわしい快適な道路空間の創出が求められます。

主な景観資源



佐野田沼 IC 周辺

群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る北関東自動車道が全線開通し、佐野田沼 IC は、本市の新たな玄関口となっています



サザンクロス大橋

佐野新都市の玄関口のシンボルであり、社団法人全国建設技術協会の全建賞を受賞しました



アウトレットと一体となった市道

アウトレットの敷地をつなぐ市道は、施設管理事業の負担で整備された歩行者専用道路となっています



国道 50 号沿道

新都市周辺の沿道は、多くの商業施設や業務施設が立地しており、藤岡方面に向かう車からは三轟山を望むことができます



国道 293 号沿道

車窓からは山の中腹に建つ出流原弁財天の朱色のお堂や中山間の山なみを眺望できます



高橋大橋

高橋町から足利市野田町を結ぶ渡良瀬川のアーチ型の大橋で、渡良瀬川の雄大な流れを望むことができます

【 公共施設等の景観 】

特 性

- 市役所庁舎、市立図書館、文化会館、集会施設、学校施設等の公共施設が各地に分布し、長年にわたり多くの市民に利用され、地域の景観の基調となっています。
- 公共目的の案内や誘導看板が市内に数多く設置されています。

検討課題

- 老朽化や耐震上に問題のある公共施設は、建て替えや修繕にあたり、周辺の景観に配慮した整備を図る必要があります。
- 公共目的の案内や誘導看板は、共通性のあるデザインに工夫する必要があります。

主な景観資源



佐野市文化会館

昭和 54 年 6 月に完成した鉄筋鉄骨コンクリート造りで、延床面積は 7,540 ㎡



佐野市立図書館

昭和 58 年 3 月オープン。外観はレンガタイルのモダンなつくりとなっています



どまんなかたぬま

道の駅「どまんなかたぬま」には地元で栽培された農産物や特産品を求め、連日多くの人で賑わっています



まちなか活化ビル佐野未来館

1階に人間国宝田村耕一陶芸館、2階に市民ギャラリー、3階にチャレンジショップが入っています



佐野駅前交流センター ばるぼーと

まちなかの市民交流の促進や観光客への情報発信の拠点として、平成 22 年 7 月 1 日に開設しました



こどもの国

市の「こどもの国宣言」に基づき、佐野高校農業科跡地に整備され、平成 12 年 3 月に完成しました



佐野市郷土博物館

本市を中心とする地域の考古・歴史・民俗等に関する資料を展示する歴史系博物館として、昭和 58 年 11 月に開館しました



葛生あくとプラザ

芸術や音楽関係の催し等、文化教養の高揚を図り、誰もが集える魅力ある「ホール」と、「健康福祉センター」の 2 棟からなる複合施設です



みかもりフレッシュセンター

隣接するみかもクリーンセンターの余熱利用施設で、温水プールや展望風呂、トレーニングルームなどがあります。市中心部が見渡せる三叢山の北麓の高台にあります

【 公園・緑地の景観 】

特 性

- 市街近郊に三轟山や唐沢山など、市内を一望できる大規模な公園が整備されています。
- 城山公園や嘉多山公園は、地域の遺産が公園として利用されています。
- 多くの街区公園が配置され、コミュニティ形成の場、レクリエーションの場、災害時の避難所として利用されています。
- 公園、緑地の草木以外にも、季節を彩る草木が市内に分布し、四季を楽しむ景観となっています。

検討課題

- 快適に利用できるよう適切な維持管理と利用者のマナーが求められます。

主な景観資源



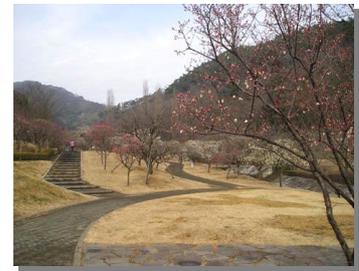
城山公園

佐野城(春日岡城)跡にあり、平成15年に佐野駅自由通路が開通し、駅南側の市街地と直結しました



佐野市運動公園

総面積、32haの敷地には、さまざまな運動施設が緑につつまれた自然環境のなかに配置されています



梅林公園

唐沢山の麓にあり、白梅 140 本、紅梅 80 本のほか、桜やツツジなど 7,000 本以上の花木があります



みかも山公園

県内最大の都市公園で、標高は約230m。カタクリ・アズマイチゲ・ニリンソウなどの山野草が自生し、花の百名山にも選定されています。写真はみかもハーブ園



嘉多山公園

葛生市街地の北の高台にあり、地域の主力産業である石灰採掘場だった場所を整備して造られました

人文景観

【 祭事・イベントの景観 】

特 性

- 長い間市民に親しまれ、四季の折々を彩るさまざまな伝統行事や祭りがあり、来訪者が多く集い、賑わいや交流の景観を創出しています。
※「市内の主な祭りとイベント」参照
- レクリエーション施設や宿泊施設では、人々が楽しみ触れあい、交流する景観を創出しています。

検討課題

- 伝統行事やイベントで、後継者不足により継続的な開催が難しいものがあります。
- 伝統行事やイベントの積極的な情報発信により、市民や来訪者の参加による賑わいの創出が望めます。

主な景観資源



さの秀郷まつり

佐野の礎を築いた藤原秀郷の名を冠した祭。佐野市民の多くが祭りに参加、市民のふるさとに対する意識の高揚と郷土愛を育んでいます



初午祭り

毎年旧暦2月の初午近くに行われ、群馬、埼玉、東京方面からの参詣者や数万の人で賑わい、しんこまんじゅうと植木市は名物となっています



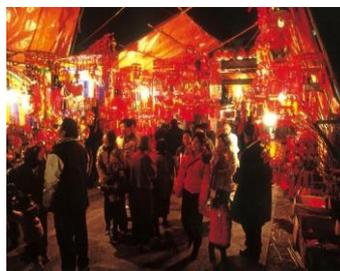
くずう原人まつり

毎年8月に2日間にわたり嘉多山公園で開催されます。多彩なステージや郷土芸能等で盛り上がり、和太鼓の競演でフィナーレを迎えます



三叢山大文字焼

三叢山大文字焼き実行委員会によって行われ、三叢山に「大」の字が燃えあがります。黒袴町八幡神社で安全祈願された神火によって点火されます



西宮神社恵比寿講

商人の商売繁盛、家内安全を祈願し、毎年11月に開催されます。お宝市が軒を並べ、福引きやのど自慢、露店など深夜まで賑わいます



佐野駅前イルミネーション

毎年11月下旬から、ばるぽと、噴水広場、佐野駅前通り、佐野未来館にはイルミネーションが点灯し、幻想的な雰囲気醸し出しています



浦安の舞

根古屋神社の秋の例祭では、神楽「浦安の舞」が奉納され、唐沢山を背景に、格調高い竜笛、太鼓の伴奏で端麗に歌い舞い踊ります



牧歌舞伎

歌舞伎役者、3代目関三十郎が地方巡業の際、地元の若者に教えたのが始まりとされています。栃木県民俗無形文化財に指定されています



飛駒祇園祭

毎月7月に行われる飛駒町八坂神社の祭りです。神輿や天狗、銚子などの行列とともに、飾り付けられた屋台が山里の道を曳かれていきます

【暮らしの景観】

特性

- 地域の良好な景観づくりに関わる活動団体があります。 ※「地域の景観づくりに関わる活動団体」参照
- 受け継がれる伝統ある特産品や工芸品があります。 ※「主な特産品と伝統工芸品」参照

検討課題

- 継続的な活動を可能とする担い手の確保や活動団体同士の情報共有の場が必要です。
- 特産品や伝統工芸品への関心を高め、親しみを持っていくことが望めます。

主な景観資源



サルビア街道の取り組み

飛駒地区住民の自主的な活動により始まり、県道飛駒・足利線では、夏から秋にかけてサルビアの花が咲き、道行く人の目を楽しませています



あかみ浅間の里の取り組み

赤見町の市の沢にあり、住民の手により、荒れゆく里山を復活させました。里山の斜面にはボタンをはじめ、多くの花木が植えられています



特産品のなし狩りの風景

上羽田地区で梨が栽培され始めたのは、江戸時代に梨を好んだ殿様に献上するために栽培を始めたといわれています



飛駒和紙の紙すき

飛駒産の生紙は、色は少々黒く丈夫で長持ちと評判で「飛駒八寸」と呼ばれ、障子紙や大福帳に愛用されてきました。根古屋森林公園内の飛駒和紙会館では、紙すき体験ができます



野外レクリエーションの風景

豊かな自然を活かした野外レクリエーション施設が数多くあり、家族連れで休日を楽しむ風景が見られます



上仙波の彼岸花の植栽

上仙波地区には、地域住民の手により彼岸花がそば畑近くに植栽され、そばの花が咲く季節には赤と白の花のコントラストが楽しめます

市内の主な祭りイベント

	祭り・イベント名	開催場所
1月	唐澤山初詣	唐澤山神社
	佐野厄よけ大師大祭	佐野厄よけ大師
2月	星宮節分祭	星宮神社
3月	一瓶塚稻荷神社初午祭	一瓶塚稻荷神社
	佐野スプリングフラワーフェスティバル	万葉自然公園かたくりの里
4月	唐澤山神社春季大祭	唐澤山神社
5月	権現大祭	佐野厄よけ大師
	くずうフェスタ（花火大会）	葛生あくとプラザ
6月	ハーブフェスタ	みかも山公園西ハーブ園
7月	八坂神社夏祭り	八坂神社
	浅間のお炊き上げ	浅間神社
	佐野夏まつり	星宮神社ほか
8月	たぬまふるさと祭り	田沼中央公園
	さの秀郷まつり	佐野駅周辺
	佐野三轟山大文字焼	三轟山
	み魂まつり	秋山川河畔
	くずう原人まつり	嘉多山公園
9月	子育て吞龍上人大祭	宝龍寺
	佐野の越名舟唄全国大会	佐野市文化会館
10月	佐野市そばまつり	田沼グリーンスポーツセンター
	佐野市民大茶会	城山公園
	唐澤山神社秋季例祭	唐澤山神社
11月	どまんなかフェスタ佐野	田沼グリーンスポーツセンター
	関東菊花競技大会	佐野厄よけ大師
	西宮神社恵比寿講	西宮神社
	新そばまつり	各農村レストラン
	農業まつり	アグリタウン
12月	鷺宮神社お酉様	鷺宮神社

地域の景観づくりに関わる活動団体

団体名	活動内容
違反広告物除却 ボランティア団体	道路上等に無秩序に設置されている簡易な違反広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等）を除却し、良好な景観又は風致の維持等を図っています。 2団体登録（わたらせクリーン隊、しのめクリーン隊）
むらづくり推進協議会	中山間地域の活性化のため、各地域で活動するむらづくり団体が地域のお祭り・イベント等の事業を実施しています。
緑化ボランティア 団体	地域の緑づくりや育成・保護活動を行っています。 主な事業内容は、①空き地、街路等を利用した緑や花づくり、②緑地や並木の育成保護、③歴史的、文化的由来のある森林、樹木、緑地またはそれらの施設の背景となっている森林等の育成保護。 12団体登録（あかみ浅間の里、フラワー愛好会、戸奈良コミュニティフラワークラブ、えんの溜ふれあいの里づくり協議会ほか）
いそやま友の会	月1回の弁天池清掃活動 年1回の音楽祭開催
菊沢川の清流と コウホネを守る会	菊沢川の清掃 菊沢川に生育する「ナガレコウホネ」の保全 ※2009年環境省水・土壌環境保全活動功労者表彰受賞
佐野高校生物同好会	市内に生息する「クサガメ」「イシガメ」「スッポン」の生態の研究、分布調査 ※2008年度 第52回日本学生科学賞栃木県展覧会 優秀賞受賞
上牧の環境を守る会 ほか3組織	農業者と非農業者が共同で農地や農業用水等の生産資源や、生き物・景観といった農村の環境資源を適正に守り保全していく活動をしています。
下彦間高野集落 ほか4団体	中山間地域における農業生産条件の悪さ、高齢化等による担い手不足による耕作放棄地の拡大を防ぎ農業生産活動の継続を通じ、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮を図っています。
奈良湊町会 ほか7団体	町会等の森づくり活動団体により、自然環境や景観の保全、通学路等の安全確保及び農作物等の野生獣被害の軽減を図ることを目的とし、里山林の刈払い等を実施しています。

主な特産品と伝統工芸品

特産品	佐野ラーメン	いもフライ	しんこまんじゅう
			
	手打ちそば	梨・桃	耳うどん
			
	名水豆腐	かき菜	いちご
			
わさび、しいたけ、お漬け物、地酒み等			
伝統工芸品	天明鑄物	雛人形	飛駒和紙
			
節句人形、節句掛軸、羽子板、粘土瓦、桐製品等			

第 I 章 景観計画

1. 基本理念及び基本目標

1-1 基本理念

本市の景観は、北部に奥深く広がる山地とそこから流れ出す河川、そして関東平野に向かって広がる南部の平地が土台となり、地域の自然や風土、歴史文化や人々の暮らしの営みの中で、長い年月をかけて形成されてきました。

そこで、「**景観は、地域の自然、歴史、文化等の諸要素と、人々の生活や経済活動との調和により形成され、快適で質の高い生活環境に不可欠なものであり、地域の魅力を映し出すものとして次世代に受け継ぐべき住民一人ひとりの共有の資産である**」という考えのもと、総合的かつ計画的に良好な景観の形成を図っていくために、基本理念を次のとおり定めます。



けい
— 水と緑と万葉の景に彩られ

人々が快適に暮らすまち —



「水と緑と万葉の景」は、本市が美しい清流や緑豊かな森林をはじめ、自然環境に恵まれた地域であること、万葉集の東歌に登場するように薫り高い歴史と文化を育んできた地域であることを踏まえ、地域を特色づけるこうした諸要素が複合し織り成す景観を世代から世代に受け継いでいくという意味が込められています。

また、「人々が快適に暮らす」は、住んでいる人はもとより、訪れる人、学ぶ人、働く人等、本市で暮らす人々が快適で質の高い生活環境を享受できる景観を形成するという意味が込められています。

1-2基本目標

基本理念の実現を図るため、次のとおり3つの基本目標を掲げます。

1. 地域の良好な景観の形成に向けて景観まちづくりを展開します

良好な景観の形成は、景観整備の事業のみで実現できるものでなく、地域に暮らす人々が、自分たちの地域の景観について目指すべき景観像を共有し、その実現に向けて事業者や行政とともにまちづくりとして取り組むことが大切です。

地域の個性的で魅力ある景観を守り、育て、創造する総合的なまちづくりである景観まちづくりを展開していきます。

2. 良好な景観を形成し、住みたい、訪れたい、交流したいまちを目指します

良好な景観を築き、快適な生活環境の中で暮らす人々の様子は、観光で訪れた人たちの目にもとても新鮮で魅力的に映ります。

暮らしに優しい生活環境を整えるとともに、本市の観光立市の取り組みとタイアップし、地域の魅力ある景観を観光資源として活用することで、地域住民と来訪者がいきいきと交流できる空間を創出します。

3. 長期的な視点に立った景観の形成を図り、次世代に良好な景観を繋ぎます

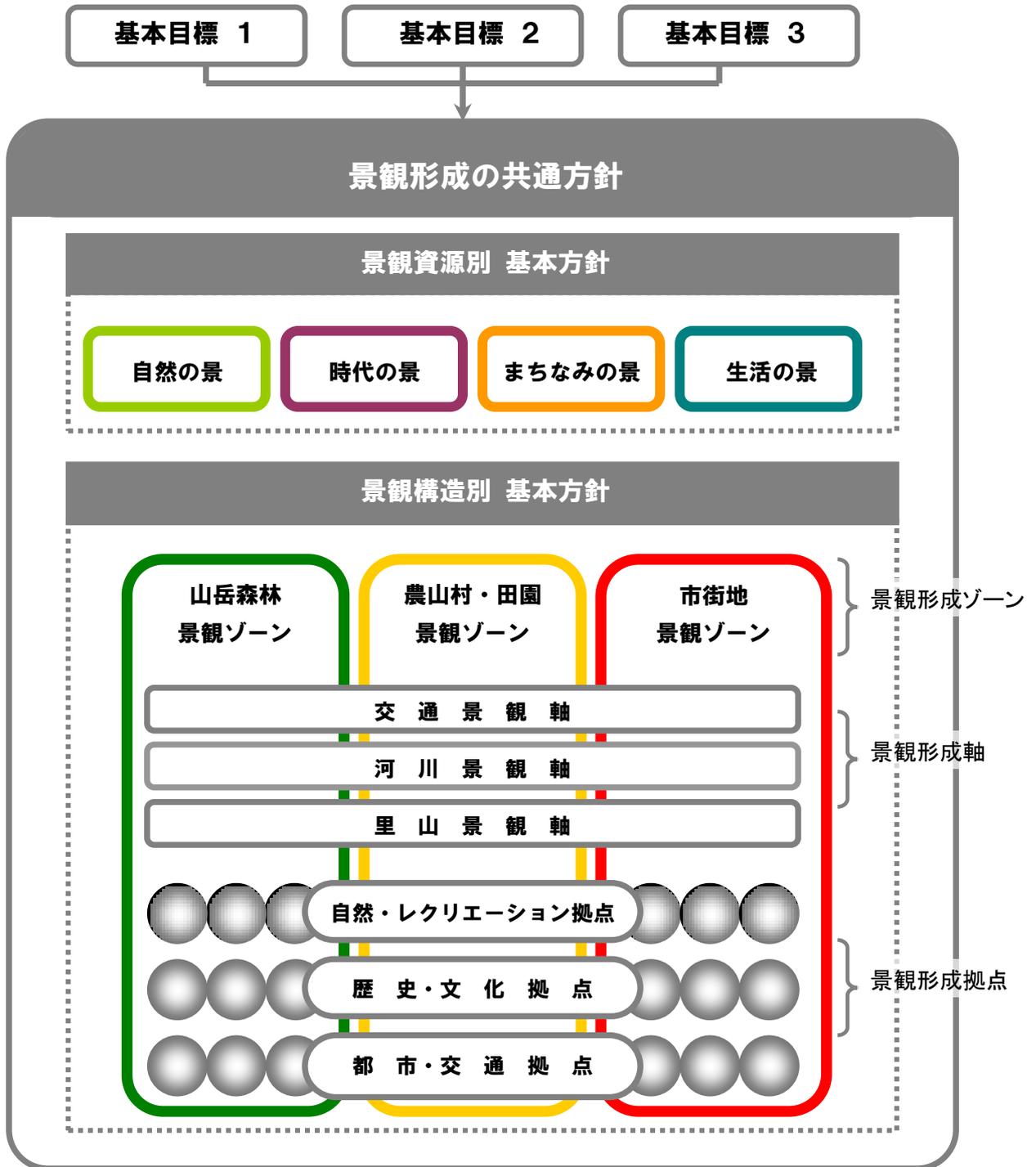
本市の良好な景観は、先人たちが日々の暮らしの積み重ねの中で、守り、育ててきたものです。

この地域固有の大切な財産に愛着や誇りを持ちながら、じっくりと景観形成を進めていき、自分たちの時代から次世代に良好な景観を繋いでいきます。

3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

3-1 景観形成方針の体系

基本目標を実現するために、「景観形成の共通方針」と、景観資源を活かした方針「景観資源別基本方針」、景観構造に着目した方針「景観構造別基本方針」で構成します。



3-2 景観形成の共通方針

3つの基本目標を達成するために、市全域にかかる良好な景観形成の方針について、5つの共通事項を定めます。

1 個性ある景観資源と特徴ある景観構造を活かした景観形成

地域の豊富で多様な景観資源に応じた適切な保全、改善または創出を図ります。また、景観構造に着目して域区分（ゾーニング）し、土地利用計画と連動した景観形成を図ります。

2 地域の個性を際立たせる景観形成

景観形成重点エリアの指定や景観法に基づく諸制度を活用し、地域の個性を十分活かしたメリハリのある景観形成を図ります。

3 暮らしの身近なところからはじめる景観形成

地域の景観に関心を持ち、個人や近所、仲間同士で身の回りの景観づくりに励み、地域活動やまちづくり、そして市の取り組みに発展する景観形成を図ります。

4 各分野の取り組みと連携した景観形成

観光、環境、農業、林業、地域活性化等、さまざまな分野との連携を図り、総合的で計画的な景観形成を図ります。

5 市民・事業者・行政の協働による景観形成

市民、NPO、事業者、市による協働により、各々の地域の景観づくりにおける役割と責任を認識して景観形成を図ります。

3-3 景観資源別基本方針

景観資源の特性と課題（序章3-2）をもとに、景観資源の特徴を活かした景観形成を進めていく上で、自然の景（自然景観）、時代の景（歴史・文化景観）、まちなみの景（まちなみ景観）、生活の景（人文景観）の4つの景の基本方針を示します。

自然の景 —水と緑に恵まれた自然と共生する景観形成—

方針1 四季を彩る豊かな森林景観の保全

方針2 潤いと安らぎを与える河川景観の保全

方針3 ふるさとの原風景となる集落景観の保全

方針4 良好な眺望景観の確保

時代の景 —万葉の昔からの歴史を継承する景観形成—

方針1 名高い歴史資源を活かした景観づくり

方針2 地域固有の身近な歴史・文化景観の継承

方針3 歴史探訪できる広域的なネットワークの構築

まちなみの景 —都市アメニティを向上させる景観形成—

方針1 地域の特性を活かした快適な道路空間の形成

方針2 市民に親しまれる公共施設等の景観形成

方針3 周辺環境と調和した商・工業地の景観形成

方針4 住み続けたいくなる快適な居住空間の形成

生活の景 —日常の暮らしの様子が感じられる景観形成—

方針1 季節の風物詩である祭事・イベントの継承

方針2 伝統工芸・食文化及び地域活動の情報発信

自然の景 ー水と緑に恵まれた自然と共生する景観形成ー

景観の特性と課題で自然景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1 四季を彩る豊かな森林景観の保全

林業の持続的で健全な発展のため、計画的な森林整備を促進し、森林景観の保全を図るとともに、人と自然、動植物との関わり合いを大切にしたい景観形成を図ります。

■計画的な整備による森林景観の保全

良好な山並み景観を形成する森林を計画的な整備のもと、林業の振興を図りながら保全します。

■森林景観の観光や環境学習の場としての活用

豊かな森林景観を身近に感じ、理解を深めるため、山や滝等の自然とのふれ合いを取り入れた観光や森林環境学習、エコツーリズム、を推進します。

■森林に生息する動植物の生態系への配慮

森林地帯に生息する多様な動植物も景観資源の1つとして捉え、それらの生態系の維持保全を図るとともに貴重種の保全を図ります。

方針2 潤いと安らぎを与える河川景観の保全

河川の水辺空間は、治水・利水機能を十分果たせる環境を整えるとともに、市民の余暇活動の場として親しまれる景観形成を図ります。

■良質な水を供給する河川環境の保全

良質な水を供給する河川環境を保全するため、河川流域の森林管理、農地の保全、生活排水対策、工場・事業所対策について推進します。

■余暇活動の場としての水辺空間の活用

河川敷や堤防等を利用し、散策やお花見、サイクリング等の身近な余暇活動の場として利用できるよう、魅力的な親水空間を演出します。

■湧水の水質・水量の維持と周辺環境の保全

磯山弁天池等の地域を潤す湧水の水質・水量を維持するとともに、周辺環境の一体的な景観を保全します。

方針3 ふるさとの原風景となる集落景観の保全

中山間部の丘陵地や市街地周縁部に広がる優良農地の営農環境を整え、ふるさとの原風景である集落の落ち着いた景観を保全します。また里山、里地と人とのよき関わり合いを継承し、平地林や寺社林を適切に保全します。

■農山村景観の保全と中山間地域の活性化

中山間部の農山村固有の景観を保全しつつ、地域の景観資源を活かした取り組みにより都市と農村の交流を深め、活性化に繋ぐことを推進します。

■平野部に広がる田園集落の景観の保全

市街地周縁部に広がる平野の田園集落の景観を保全し、良好な営農環境を整え、周辺環境と調和した景観形成を図ります。

■平地林や寺社林の保全

身近な自然環境を保全していくために、平地林の保安林への指定や森林保全のための各種制度を活用し、平地林や寺社林の保全を図ります。

方針4 良好な眺望景観の確保

良好な眺望を有する場所の周辺環境を整えるとともに、季節や時間帯により移ろう魅力ある眺望を確保するため、視対象となる景観について留意した景観形成を目指します。

■眺望スポット周辺の環境整備

眺望するスポットの整備や案内板、サイン等を設置するとともに、樹木の枝葉、電線、広告等、眺望を妨げる要因の改善を必要に応じて図ります。

良好な眺望を有する主な視点場

視点場	主な視対象
城山公園	市街地（佐野駅前通りの三角屋根の連なり）
唐沢山 天狗岩	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
三轟山 展望台	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
出流原弁財天	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
愛宕山 展望台	市街地のまちなみ、田園風景、市街地を囲む山並み
嘉多山公園	葛生大通り、市街地を囲む山並み
熊鷹山	日光連山
松風の道 ハイキングコース	田園風景、日光連山
彦間浅間 遊歩道コース	日光連山、筑波山、浅間山、富士山

時代の景 —万葉の昔からの歴史を継承する景観形成—

景観の特性と課題で歴史・文化景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1 名高い歴史資源を活かした景観づくり

佐野氏が抛った山城として著名な歴史的資源であり、県立自然公園としても自然環境の保全が望まれる唐沢山城跡や、年間通して多くの観光客が訪れるさの厄除け大師は、周辺の建築物や工作物と一体的な景観形成を図り、歴史情緒ある雰囲気を活かしたまちなみの演出に努めます。

■唐沢山城跡を活かした一体的な景観形成

唐沢山城跡は、歴史・文化的景観として重要性が高いため、文化財保護の観点からも維持保全し、山城としての良好な眺望景観の確保に努め、地域のシンボルとなる景観形成を図ります。

■さの厄除け大師周辺の一体的なまちなみの演出

さの厄除け大師周辺の建築物や工作物は、住宅や店舗共通のデザインコードの採用等により、周辺と一体的な景観形成を図り、歴史情緒ある雰囲気を活かした空間の演出を図ります。

方針2 地域固有の身近な歴史・文化景観の継承

地域固有の歴史・文化資源は、その地域の生き立ちを現在、そして未来に伝える重要な資源であるため、地域コミュニティが主体となり、大切に継承していきます。

■地域で親しまれる景観資源の発掘と活用

地域で親しまれてきた景観資源を発掘して磨き上げるとともに、適切に評価して活用を図ります。

■地域のランドマークとなる建造物や樹木の保全

地域のランドマークとして親しまれている歴史的建造物や樹木は、適切な管理方法を検討し、維持保全していきます。

■地域の伝統芸能・文化や民話等の伝承

地域の伝統芸能・文化や、地域の歴史や成り立ちを今に伝える言い伝え・民話等を通して地元への理解を深め、愛着を醸成するよう図ります。

方針3 歴史探訪できる広域的なネットワークの構築

日光東照宮へ例幣使が通行していた道である日光例幣使街道を活かした広域的な景観形成を検討します。また、回遊性を持たせたネットワークの構築を図り、歴史・文化的資源を活用した景観形成を図ります。

■ 日光例幣使街道の広域的な景観づくり

広域的な視点が必要となる日光例幣使街道沿いの景観は、本市、足利市、栃木市及び鹿沼市の県内4市と観光協会が構成される「例幣使道軸共同開発協議会」の事業取り組みと連携して、地域の特性を活かした魅力ある空間の創出を図ります。

■ 歴史テーマを持たせたネットワークづくり

本市に縁のある人物と関連する建造物や施設等を把握し、それらに物語性をもたせて結ぶネットワークの構築を図ります。

まちなみの景 —都市アメニティを向上させる景観形成—

景観の特性と課題でまちなみ景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1 地域の特性を活かした快適な道路空間の形成

道路は、都市間、地域間を連絡する交通路であるとともに、防災空間、環境空間、下水道や電線等の収容空間でもある都市施設であり、まちなみ景観の骨格を構成する重要な要素です。地域の沿道建築物と連携し、それぞれの役割と特性を活かし、快適な沿道空間を創出します。

■テーマ性をもたせた道路の魅力ある空間演出

本市の顔となるシンボルロード（主要地方道桐生岩舟線の一部及び佐野駅前通り、市道1級1号線）や例幣使道、フルーツ街道等は、道路整備や改修に合わせハード、ソフトの両面から、テーマ性のある魅力ある道路空間の演出を図ります。

■インター周辺の秩序ある景観形成

東北自動車道佐野藤岡IC及び北関東自動車道佐野田沼IC周辺は、市外から多くの来訪者を迎え入れるため、屋外広告物の適切な掲出の誘導等により、来訪者をもてなす演出を図ります。

■主要な道路のみどりの連続性と見通しある眺望の確保

幹線道路をはじめとする主要な道路は、街路樹の整備や沿道建築物の道路際や敷地内の緑化推進によって、道路空間の緑の連続性を確保するとともに、交差点等の交通結節点からの見通しに配慮することで、背景となる山並みの眺望空間を確保します。

■共通性をもたせた公共サインの設置

案内標識や観光案内板の公共サインは、地域の景観に配慮した設置を行うとともに、デザインに共通性をもたせ、市民や来訪者が容易に認識できるように工夫します。

方針2 市民に親しまれる公共施設等の景観形成

公共施設や公益施設、公園、駅周辺は、多くの市民の日常生活に関わってきます。地域の人々に親しまれ、地域の景観の先導的な役割を担うにふさわしい景観形成を図ります。

■地域の景観の基調となる公共施設等の景観形成

市役所庁舎、学校、公民館等の公共施設及び公共的施設は、恒久的な地域のランドマークであり、市民の利用度も高いことから、周辺環境との一体性を考慮し、地域の景観を先導するような景観形成を図ります。

■公園の適切な維持管理

市街地の公園は、身近な余暇活動やレクリエーションの場として、多くの市民に親しまれていることから、それぞれ配置された特性に合わせ、適切に維持・管理し、安らぎと潤いを与える場としての魅力を高めます。

■各駅周辺の良好な景観形成

通勤や通学等で多くの人々に利用される各駅周辺では、歩行者や自転車に優しい環境を整えるとともに、秩序ある景観形成を図ります。

方針3 周辺環境と調和した商・工業地の景観形成

地域の良好な景観に配慮した建築物等の建築や敷地の利用を図り、訪れる場、働く場としてふさわしい景観形成を図ります。

■魅力と賑わいのある商業地の景観の創出

商業地は、中心市街地やロードサイドの商業地等、各地域の特性を活かした魅力と賑わいのある景観を創出します。

■緑豊かな工業地景観の形成

工業地は、敷地と道路の半公共的な空間の緑の創出や敷地内緑化に努め、日常働く場として緑豊かで親しみのもてる景観形成を図ります。

■地域の基準に合った適切な屋外広告物の設置

住環境の快適性の低下や生態系への悪影響、交通への障害を招く屋外照明の過剰な使用を避け、地域の景観に配慮した適切な屋外広告物の掲出を図ります。

方針4 住み続けたいくなる快適な居住空間の形成

住宅地が形成された背景とその雰囲気大切にしながら、地域住民が主体となった緑豊かで安全安心な暮らしに繋がる良好な住環境の景観形成を図ります。

■地域の雰囲気を大切にしたい住宅地の景観形成

住宅地は、その地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮し、その雰囲気を大切にしたい住宅地の景観形成を図ります。

■緑あふれる落ち着いた住宅地景観の形成

住宅敷地と道路を一体的に捉え、半公共的な空間を季節感のある花や緑で演出するとともに、敷地内緑化に努め、緑あふれる落ち着いた住宅地の景観を図ります。

■安全・安心な暮らしに繋がる住環境の形成

安全安心な暮らしに繋がる地域の景観づくりの取り組みを推進するとともに、地域の快適な住環境を維持できるよう、私有地の適切な維持管理を推進します。

生活の景 —日常の暮らしの様子が感じられる景観形成—

景観の特性と課題で人文景観として挙げられた景観資源を活かし、良好な景観を形成していくための方針です。

方針1 季節の風物詩である祭事・イベントの継承

季節のまつり、イベント等は市内外問わず多くの人が交流する場であり、たくさんの人で賑わう景観を演出します。個々のまつりやイベントの特性を広く共有し、季節感ある賑わいにあふれた祭事やイベントの景観の演出や保全に努めます。

■本市を代表する祭事・イベントの推進

さの秀郷まつりや一瓶塚稲荷神社の初午祭り、原人まつり等に代表される季節の祭事やイベントは積極的に情報発信し、多くの人々の参加や来訪を促進し、にぎわいのある景観の演出に努めます。

■地縁と結びついた地域の祭事・イベントの継承

地域住民の心の拠り所として長年親しまれる地域の民俗芸能や神社仏閣の祭事は、住民が主体となって世代間交流を通じ、継承していきます。

方針2 伝統工芸・食文化及び地域活動の情報発信

本市ならではの伝統工芸や食文化、日常の地域活動等を支えるとともに、多くの人にその魅力や活動内容を情報発信します。

■伝統工芸や食文化の情報発信と活用

本市を代表する伝統工芸や食文化を情報発信し、多くの人に親しみをもってもらうとともに、観光資源への活用やブランド品の推奨等により、魅力ある地域資源としての活用を図ります。

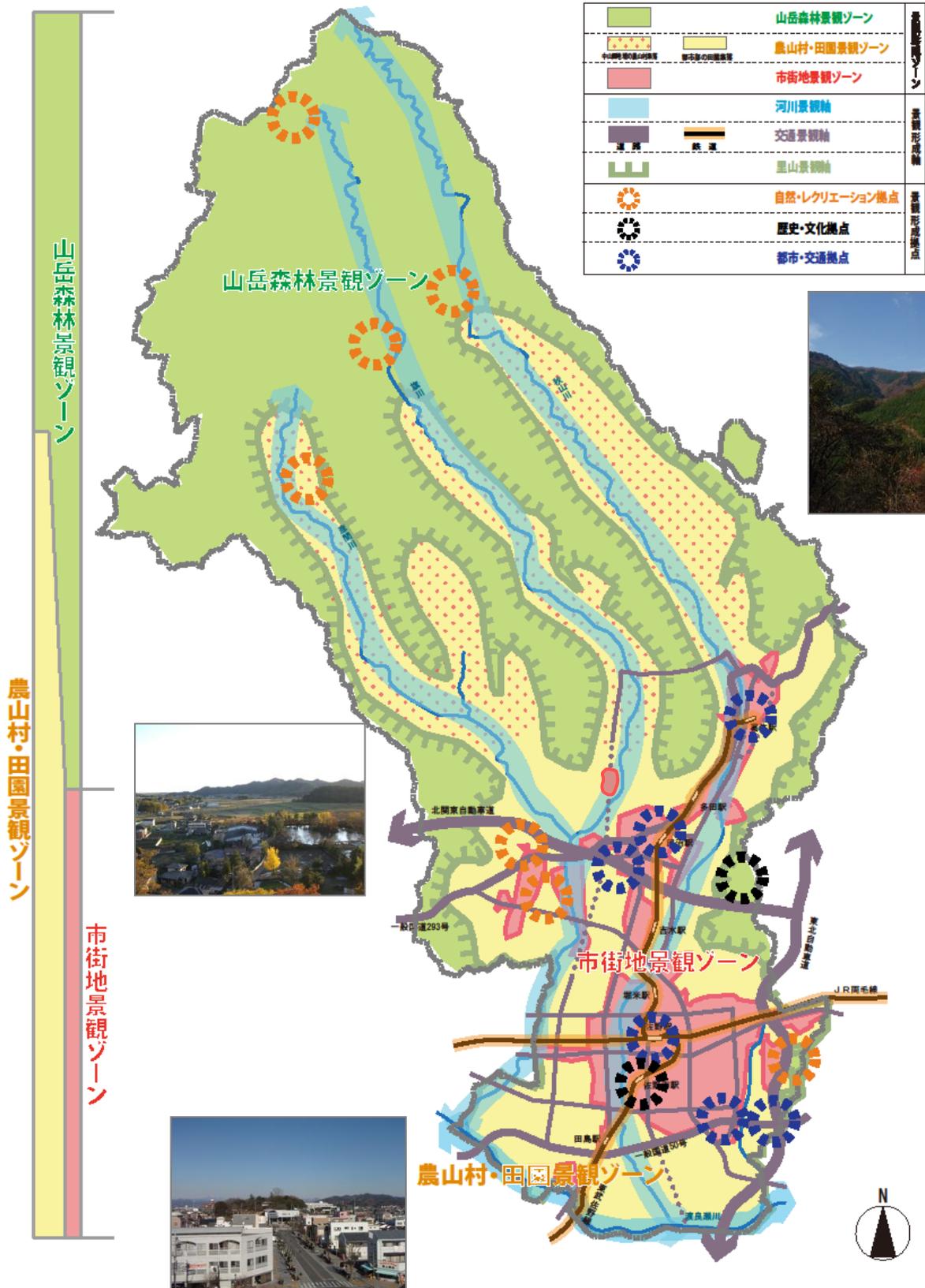
■地域団体や町会の活動の取り組み支援

地域の良好な景観形成に関わる取り組みを行っている団体に対し、活動しやすい環境を整えるとともに、多くの人に活動内容を知ってもらい、さらなる活動の広がりにつながるよう情報発信します。

3-4 景観構造別基本方針

本市の景観構造について、土地利用や景観の特性等を踏まえ、3つの「景観形成ゾーン」(面)をベースに、3つの「景観形成軸」(線)、3つの「景観形成拠点」(点)を設定し、それぞれの景観形成方針を示します。

景観構造別基本方針図



景 観 形 成 ゾ ー ン

本市の景観を形成する上で、同質な広がりを見せる一帯を「景観形成ゾーン」とし、それぞれの景観形成方針を示します。

山岳森林景観ゾーン

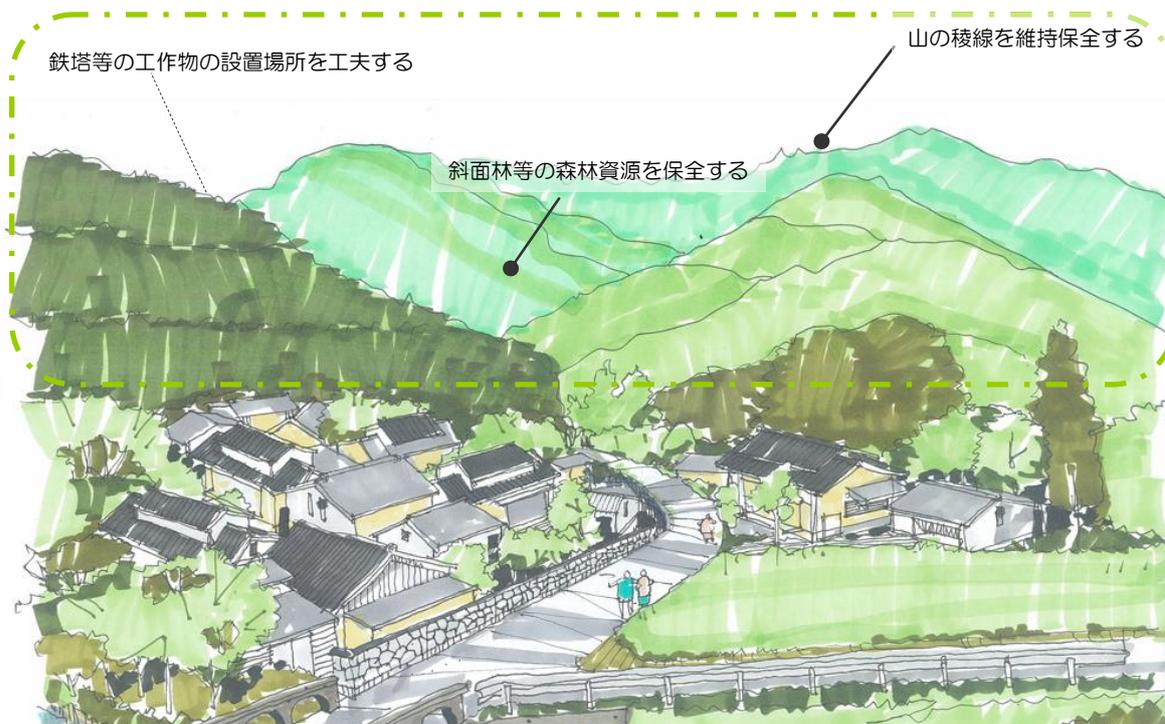
－起伏ある地形を活かし豊かな水と緑を保全する景観形成－

ゾーンの概要

栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例により自然環境保全地域に指定されている氷室、作原、根本沢、栃久保及び長谷場地区周辺、栃木県立自然公園条例により指定されている唐沢山県立自然公園等による地域であり、起伏ある地形と豊かな自然環境で形成された景観を有しています。

景観形成方針

- 起伏ある地形の形状を保ち、豊かな森林景観の保全が図れるよう、周辺環境に配慮した建造物や工作物の誘導を図ります。
- 大規模な開発は最小限にとどめ、良好な森林のまとまりを保全します。
- 雄大な山々の稜線を保全し、良好な眺望景観を確保します。



農山村・田園景観ゾーン

— 良好な営農環境を保全する景観形成 —

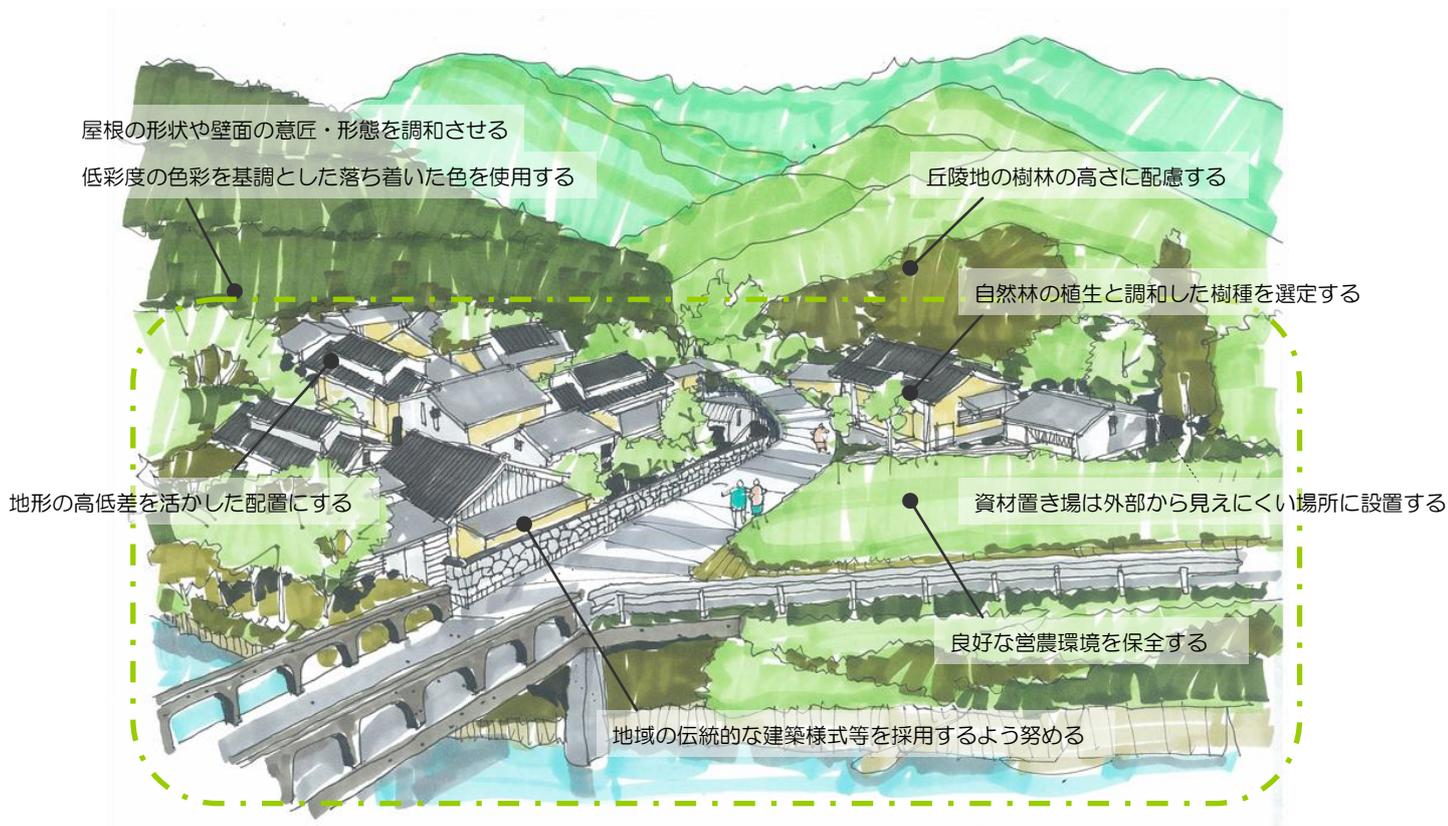
ゾーンの概要

中山間部の農山村と市街地周縁部に広がる田園地帯で構成される農業振興を目的とした地域であり、周辺の自然環境と一体となった集落景観を有しています。

①中山間地域の農山村集落

景観形成方針

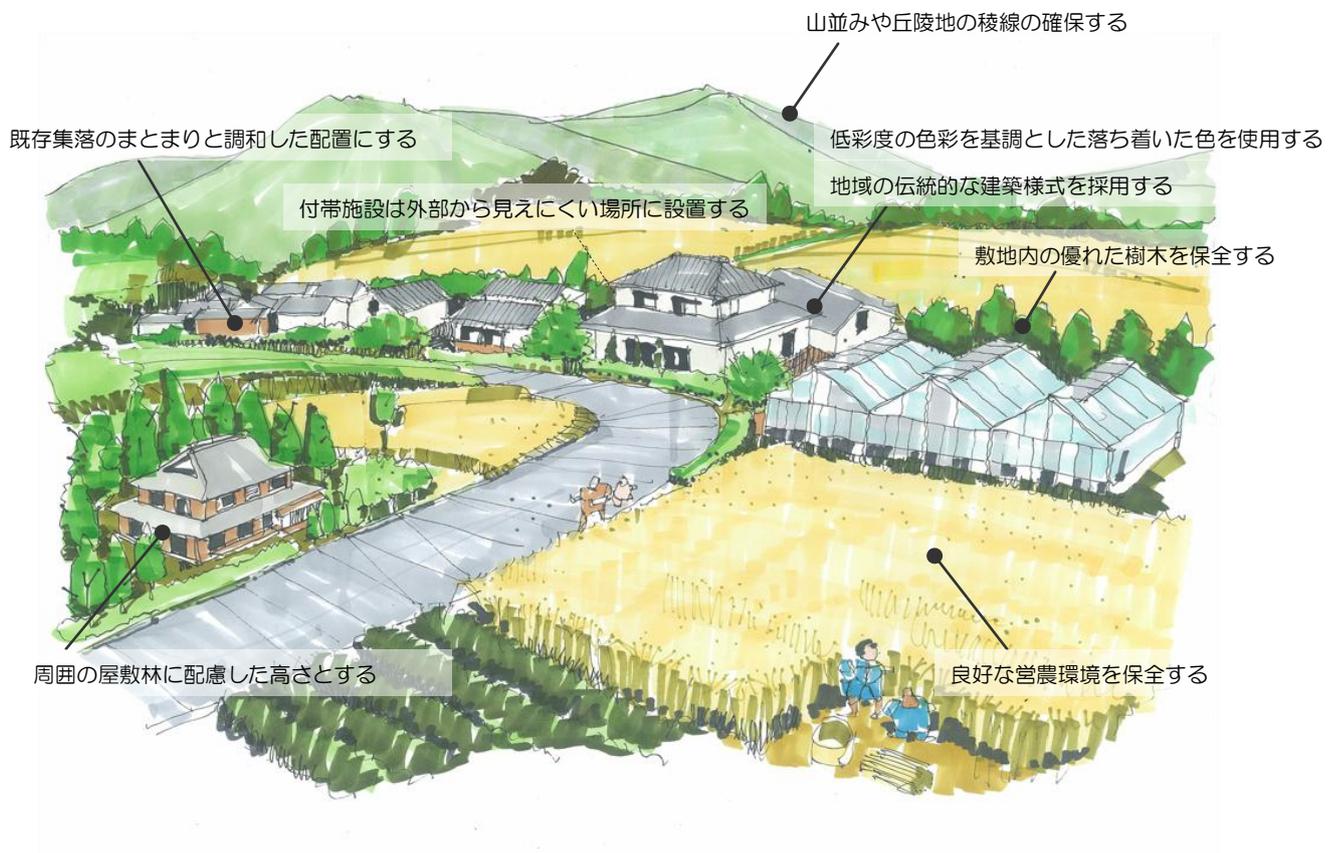
- 丘陵地の地形を活かし、谷筋や山裾ごとの地域特性に応じた景観を形成します。
- 農家住宅、農地、用水、背景にそびえる里山が一体となる集落景観の形成を図り、集落が醸し出す雰囲気を守っていきます。
- 調和した集落のまとまりが喪失しないよう、連続性を意識した建造物や工作物の誘導を図ります。
- 良好な農山村景観保全のため、大規模な開発行為はなるべく抑制します。
- 屋外広告物は、屋上の設置は控えるとともに、掲出面積を最小限にとどめ、周辺の自然環境や動植物の生態系に配慮した掲出を行います。



②都市部の田園集落

景観形成方針

- 平地の広がりを活かし、地域特性に応じた景観を形成します。
- 農家住宅や農業施設、屋敷林、水路、田園の広がりが一体となった集落景観の形成を図り、集落が醸し出す雰囲気を守っていきます。
- 調和した集落のまとまりが喪失しないよう、連続性を意識した建造物や工作物の誘導を図ります。
- 良好な田園景観保全のため、大規模な開発行為はなるべく抑制します。
- 屋外広告物は、屋上の設置は控えるとともに、掲出面積を最小限にとどめ、周辺の自然環境や動植物の生態系に配慮した掲出を行います。



市街地景観ゾーン

— 風格と秩序を備えた都市景観の形成 —

ゾーンの概要

市街地が形成されている地域で、都市計画法により、住宅系、商業系、工業系の用途ごとに土地利用が図られており、地域ごとに特色のある景観を有しています。

(市街地景観ゾーンは最新の用途地域に準拠します)

景観構造別基本方針図(市街地拡大図)

	山岳森林景観ゾーン	景観形成ゾーン
	農山村・田園景観ゾーン	
  	市街地景観ゾーン	景観形成軸
	河川景観軸	
 	交通景観軸	
	里山景観軸	景観形成拠点
	自然・レクリエーション拠点	
	歴史・文化拠点	
	都市・交通拠点	

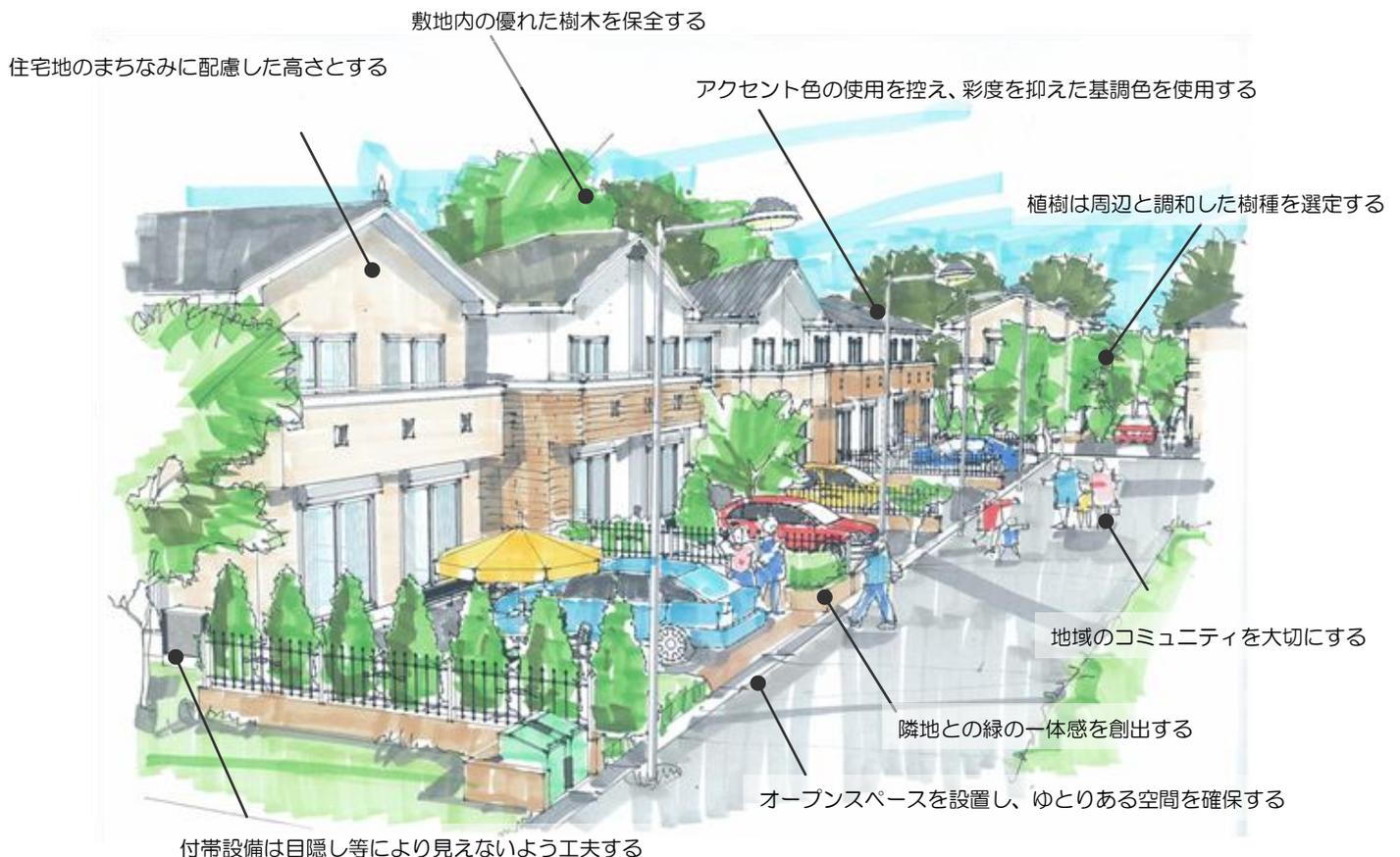


①住居系地域

景観形成方針

住宅系の地域は、地域の特性やコミュニティを大切に、緑豊かで落ち着いたある住宅地景観を形成することを基本とします。

- 個人や近所同士で庭先や窓辺の緑化を行い、緑豊かで潤いのある住宅地の景観を形成します。
- 民間による一団の開発は、建築協定や景観協定等のルールを活用し、統一感のある住宅地の景観を形成します。
- 低層を基調とした住宅地は、閑静な住環境を保全し、歩行者や自転車等のヒューマンスケールの視点に立った景観を形成します。
- 高層集合住宅の建築にあたっては、周辺住民の住環境に十分考慮した景観を形成します。
- 高萩・越名地区、田沼北地区は、地区のまちづくりの方針である地区計画のルールを遵守し、周辺環境と調和した景観形成を図ります。
- 屋外広告物は、屋上の設置は控えるとともに、掲出面積を最小限にとどめ、周辺の住環境の快適性や交通の安全性に配慮した掲出を行います。



②商業系地域

景観形成方針

商業系の地域は、市街地やロードサイドの立地条件を活かし、賑わいの創出や地域の活性化につながる魅力的な商業地景観を創出することを基本とします。

- 店舗の低層部は、統一感のある日よけテントや暖簾、ショーウィンドウ等を利用するとともに、店先に緑化や休憩スペースを設け、歩行者の回遊性を高める景観の演出を行います。
- 幹線道路沿いの商業施設は、道路から見えるまちなみに配慮した沿道景観を形成します。
- 大規模商業施設は、魅力ある地域のランドマークとなるよう、周辺環境と調和した景観を形成します。
- 佐野、田沼、葛生地区の市街地は、市街地の歴史的成り立ちを活かした空間を創出し、さらなる賑わいの創出につながる景観を形成します。
- 高萩・越名地区は、地区のまちづくりの方針である地区計画のルールを遵守し、周辺環境と調和した景観形成を図ります。
- 屋外広告物は、屋上の設置は控えるとともに、掲出面積を最小限にとどめ、周辺の住環境の快適性や交通の安全性に配慮した掲出を行います。



③工業系地域

景観形成方針

工業系の地域においては、緑化の維持とさらなる創出に努め、日常働く場として緑豊かで親しみのもてる工業地景観を形成することを基本とします。

- 工場や業務施設の立地にあたり、壁面のセットバックや分節化をすることにより、周辺への閉塞感や威圧感を軽減します。
- 施設内の建築物は、全体的なまとまりを感じられるよう相互間の形態や意匠の調和を図ります。
- 敷地内や周辺に積極的な緑化を行うとともに、接道部やエントランス付近に開放感をもたせます。
- 羽田工業団地、町谷地区、西浦・黒袴地区、及び今後地区計画の運用を図る産業エリアは、地区のまちづくりの方針である地区計画のルールを遵守し、周辺環境と調和した景観形成を図ります。
- 屋外広告物は、屋上の設置は控えるとともに、掲出面積を最小限にとどめ、周辺の住環境の快適性や交通の安全性に配慮した掲出を行います。



景 観 形 成 軸

本市の景観を形成する上で、線状または帯状に連なる骨格を成す道路、河川、山並みを「景観形成軸」とし、次のとおり景観形成方針を示します。

①交通景観軸

軸の概要

東北自動車道及び北関東自動車道の高速自動車道、国道 50 号及び国道 293 号、都市間をつなぐ広域的な幹線道路等とその沿道、また、JR 両毛線及び東武佐野線の鉄道の沿線を交通景観軸と位置づけます。

景観形成方針

- 高速自動車道からの俯瞰に配慮した沿道の景観形成を図ります。
- 国道や幹線道路は、街路樹の植栽や景観に配慮した防護柵の設置、電線の地中化等により、景観を意識した道路整備や改修を図り、快適な道路空間の創出を図ります。
- 電車走行時の乗客が目にする車窓からの眺めの連続性に配慮した線路沿線の建築物や屋外広告物の景観形成に努めます。

②河川景観軸

軸の概要

秋山川、旗川、彦間川の3つの水系及び、それらが南下し流入する渡良瀬川の流域を河川景観軸と位置づけます。

景観形成方針

- 生態系、親水性や安全性に配慮した河川の整備を図ります。
- 河川敷の清掃活動やごみのポイ捨て、ペットのふん害を徹底防止により、良好な水辺景観の維持保全を図ります。
- 水辺景観の魅力を高める橋梁の架設や橋のたもとの活用を図ります。

③里山景観軸

軸の概要

市街地の三方を取り囲む里山や中山間地域の丘陵地の里山の連なりを里山景観軸と位置づけます。

景観形成方針

- 緑生い茂る山々の連なりを形成する斜面林の維持保全を図ります。
- 里山の保全活動を行う市民団体との連携し、里山の適切な維持保全を図ります。
- 採石場等の採掘現場では、採掘後の山肌の露出を緑化等によって控えるよう工夫を施します。

景観形成拠点

本市の個性的な景観が特に集積した一帯を「景観形成拠点」と位置づけ、次のとおり景観形成方針を示します。

拠点の概要

区 分		対象エリア
自然・レクリエーション拠点	中山間地域のレクリエーション拠点	三滝周辺、根古屋森林公園周辺、あきやま学寮周辺、蓬山ログビレッジ周辺
	郊外型レクリエーション拠点	みかも山公園周辺、赤見運動公園周辺、磯山公園周辺
歴史・文化拠点		唐沢山城跡周辺、佐野厄除け大師周辺
都市・交通拠点	都市拠点	佐野中心市街地、田沼市街地、葛生市街地、佐野新都市
	交通拠点	東北自動車道佐野藤岡 IC 周辺、北関東自動車道佐野田沼 IC 周辺

①自然・レクリエーション拠点

景観形成方針

■中山間地域のレクリエーション拠点

中山間地域の豊かな自然環境の中に位置し、ハイキング等の自然体験を楽しめるエリアや、ものづくり体験ができる施設と宿泊施設が一体となったエリアを「中山間地域のレクリエーション拠点」と位置づけ、周辺の自然環境を活かした一体的な景観の形成を図ります。

■郊外型レクリエーション拠点

市街地郊外の余暇活動の場として過ごせるエリアを、「郊外型レクリエーション拠点」と位置づけ、周辺の自然環境を活かした一体的な景観の形成を図ります。

- ・みかも山公園は、豊かな自然林と万葉の歴史を活かし、季節の風物詩である大文字焼きの眺望やかたくりの群生が楽しめるエリアとして、万葉自然かたくりの里等の周辺施設と一体的な景観形成を図ります。
- ・磯山公園は、風致公園としての周辺環境及び出流原弁天池の水質の保全を図り、良好な景観を維持します。また、国道 293 号からの仰瞰に配慮した周辺の景観誘導を図ります。

②歴史・文化拠点

景観形成方針

名高い歴史的資源があり、周辺の景観形成の配慮が求められるエリアや歴史的資源が集中的に存在し、周辺の歴史散策が楽しめるエリアを「歴史・文化拠点」と位置づけ、歴史情緒ある雰囲気大切にしたい一体的な景観の形成を図ります。

③都市・交通拠点

景観形成方針

■都市拠点

都市の機能を集積したエリアを「都市拠点」と位置づけ、拠点を中心とした都市の個性を表現できる市街地の景観の形成を図ります。

- ・ 佐野の中心市街地は、蔵や旧家等の歴史的資源や碁盤の目の路地を活かし、回遊性を高める市街地の景観の形成を図ります。また、ランドマークとなる城山公園は、市民の憩いの場として緑化を推進するとともに、公園からの近景や市街地からの遠望に留意したまちなみの景観形成を図ります。
- ・ 田沼の市街地は、一瓶塚稻荷神社の門前町として発展してきた経緯を踏まえ、門前町らしい歴史風情を活かした市街地の景観の形成を図ります。
- ・ 葛生の市街地は、旧家や蔵等の歴史的資源、フレスコ画で装飾された建物、嘉多山公園を活かした市街地の景観の形成を図ります。
- ・ 佐野新都市は、産、学、住を有する交流拠点としての特長を活かしつつ、開放感や活気のある景観の形成を図ります。

■交通拠点

東北道自動車道佐野藤岡 IC 及び北関東自動車道佐野田沼 IC 周辺は、県外からの多くの来訪者を迎え入れる主要なエリアとして「交通拠点」と位置づけ、屋外広告物の秩序ある設置の誘導等を行い、本市の玄関口としてふさわしいもてなし感のある演出を図ります。

4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

4-1 届出対象行為

市全域において、次の規模に該当する行為は、景観法第16条第1項に基づく届出を行うものとします。

【届出の対象行為】

行為の種類	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	別表のとおり
③都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域面積が 10,000㎡(1ha)を超えるもの

【工作物の届出対象行為】

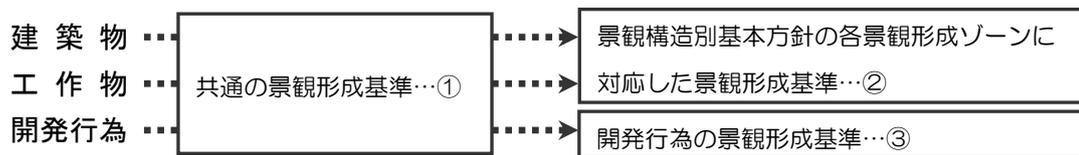
種別・内容	届出対象規模
①さく、塀、垣(生垣除く)、擁壁等	高さ5mを超えるもの
②煙突、排気塔等	高さ10mを超えるもの
③記念塔、電波塔、物見塔等	
④高架水槽、冷却塔等	
⑤広告塔、広告板等	
⑥彫像、記念碑等	
⑦電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
⑧鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を超えるもの
⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	
⑩アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
⑪ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
⑫自動車車庫の用に供する施設	
⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	

4-2 特定届出対象行為(法第17条第1項)

変更命令を行うことができる行為(特定届出対象行為)を、上記の届出対象行為(4-1)に提示する届出のうち、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

4-3 景観形成基準(法第8条第3項第2号)

建築物、工作物の行為の景観形成基準は、共通基準及び各景観形成ゾーンに対応した基準で構成します。また、開発行為の景観形成基準は共通基準及び個別基準で構成します。



①共通の景観形成基準(建築物・工作物・開発行為 共通)

共通の景観形成基準は次の5つの項目とします。

共通基準の内容	
1	良好な景観の形成に関する方針に従い、良好な景観の保全・創出に努める
2	地域の景観資源を把握し、地域の景観と調和したデザインとする
3	地域の地形的な特徴や歴史的な成り立ちに配慮したデザインとする
4	敷地全体としてまとまりのあるデザインとする
5	主要な視点場からの眺望に配慮したデザインとする

②建築物・工作物の景観形成基準

景観構造別基本方針で掲げた各ゾーンに対応した景観形成基準を設定します。

項目	市街地景観ゾーン					
	住居系地域	商業系地域	工業系地域			
配置	<ul style="list-style-type: none"> ■道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を確保する 					
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する ■地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする 					
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する ■単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■低層部の意匠・形態は、生活者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■低層部の意匠・形態に工夫を施し、魅力的な歩行者空間を創出するものとする ■ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽の工夫を施し、賑わいの創出に繋げる </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■エントランス周辺や前面道路側は、開放感のある意匠・形態とする </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ■低層部の意匠・形態は、生活者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す 	<ul style="list-style-type: none"> ■低層部の意匠・形態に工夫を施し、魅力的な歩行者空間を創出するものとする ■ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽の工夫を施し、賑わいの創出に繋げる 	<ul style="list-style-type: none"> ■エントランス周辺や前面道路側は、開放感のある意匠・形態とする
<ul style="list-style-type: none"> ■低層部の意匠・形態は、生活者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す 	<ul style="list-style-type: none"> ■低層部の意匠・形態に工夫を施し、魅力的な歩行者空間を創出するものとする ■ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽の工夫を施し、賑わいの創出に繋げる 	<ul style="list-style-type: none"> ■エントランス周辺や前面道路側は、開放感のある意匠・形態とする 				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■基調色は、著しく彩度の高い色彩の使用を控え、周辺のまちなみ景観と調和した色彩とする ■アクセント色の使用はなるべく控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する ■アクセント色を使用する場合は、組み合わせや使用面積のバランスを工夫し、過剰に使用しないようにする ■アクセント色の使用はなるべく控え、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する 					
素材	<ul style="list-style-type: none"> ■耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する ■地場産業の素材を採用するよう努める 					
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ■屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する ■外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないようにする ■家庭内の不用品等は、直接公共空間に露出しないよう配慮する ■商品や製品の搬入出口を直接公共空間に露出しないよう工夫する 					
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ■駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す 					
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす ■新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する ■生垣や塀等の設置により、隣地との緑の一体感や連続性を工夫する ■敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す 					
照明	<ul style="list-style-type: none"> ■夜間照明はネオンサインやサーチライト等の過剰な演出を控えるとともに、照明の向きを考慮し、住環境に配慮した照明計画とする ■生活環境や交通の安全性を考慮した照明計画とする ■回遊性を高め、賑わいを創出する照明の演出を行う ■周辺環境や交通の安全性を考慮した照明計画とする 					
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ■屋上広告物はなるべく設置しないよう配慮する ■屋外広告物の規模はなるべく最小限にとどめるとともに、掲出にあたっては周辺環境に配慮し、形態・意匠、色彩及び素材は建築物や工作物と調和したものとする 					

項目	農山村・田園集落景観ゾーン (都市部の田園集落)	農山村・田園集落景観ゾーン (中山間地域の農山村集落)
	山岳森林景観ゾーン	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ■道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある空間を確保する ■既存集落のまとまりと調和させた配置とする 	<ul style="list-style-type: none"> ■既存集落のまとまりと調和させ、地形の高低さを活かした配置とする
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■市街地からの遠望の視対象となることを意識して、背景の山並みや丘陵地の稜線を遮らない高さとなるよう配慮する ■近隣の屋敷林や鎮守の森等、周囲の樹林の高さに配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ■近隣の丘陵地の樹林の高さに配慮する
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の伝統的な建築様式を参考にし、継承、または意匠の一部に採用するよう努める ■屋根の形状や壁面の意匠・形態は集落に調和したものとする 	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■基調色は、周辺の集落と調和させ、自然の四季の彩りを映えさせる落ち着いたものを用いる ■アクセント色の使用はできるかぎり控えるとともに、組み合わせや使用面積のバランスに配慮する 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の自然景観や集落と調和し、違和感のないものを使用する ■耐久性・耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する ■光沢ある材料や反射の生じる素材を多用しないようにする 	
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ■屋上に設ける設備（空調室外機、給配水管、ダクト等）は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等（ルーバー）により覆い、見えにくいように工夫する ■外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えないように工夫する 	
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ■駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場、資材置き場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に配置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す 	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす ■新たな樹木を植栽する場合は、地域にふさわしい樹種を選定する 	<ul style="list-style-type: none"> ■新たな樹木を植栽する場合は、周辺の自然林の植生と調和した樹種を選定する
照明	<ul style="list-style-type: none"> ■夜間照明はネオンサインやサーチライト等の過剰な演出を控える ■照明の向きを考慮し、周辺集落や自然環境に配慮した照明計画とする 	<ul style="list-style-type: none"> ■照明の向きを考慮し、周辺集落や自然環境、動物の生態系に配慮した照明計画とする
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ■屋上広告物はできるかぎり設置しないよう配慮する ■屋外広告物の規模はできるかぎり最小限にとどめ、掲出にあたっては周辺環境に配慮し、形態・意匠、色彩及び素材は建築物や工作物と調和したものとする 	

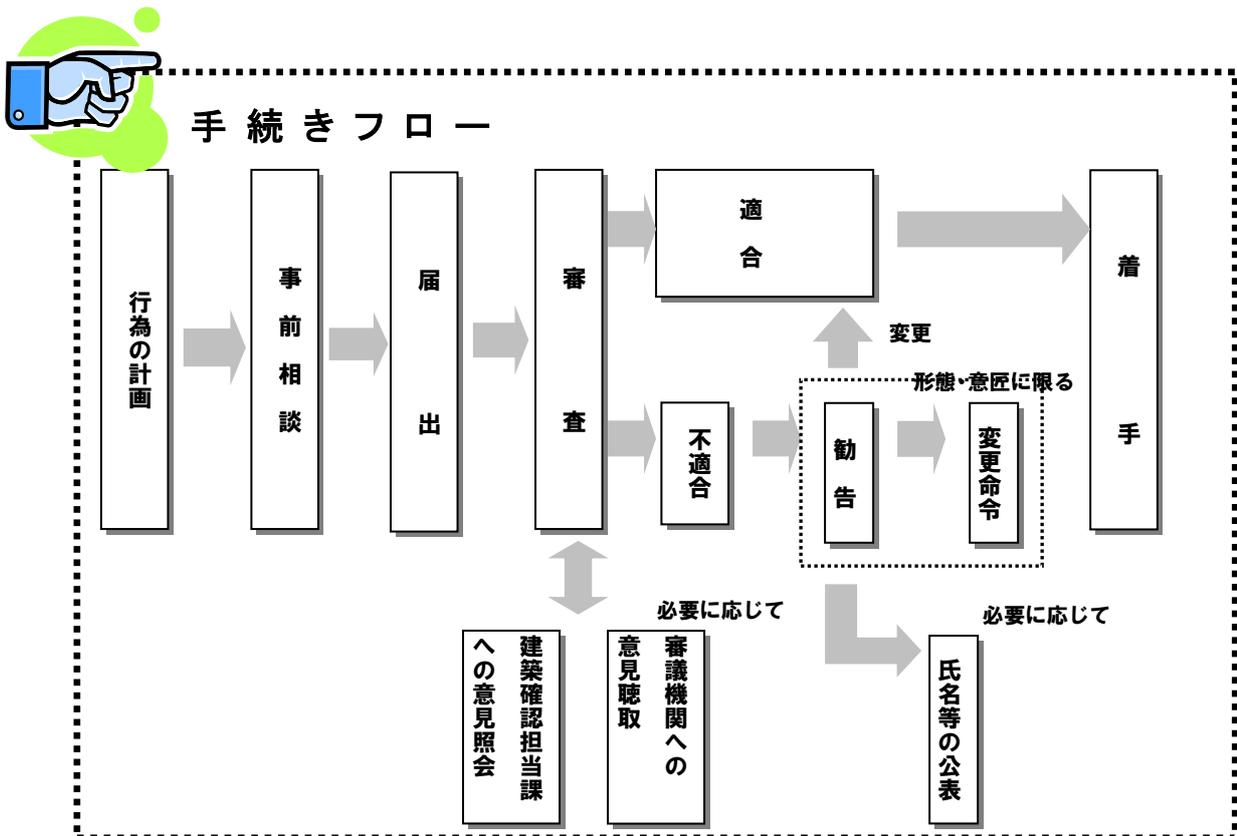
③開発行為の景観形成基準(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)

項目	景観形成基準
土地の形状	■現況の地形をできる限り活かし、景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割または細分化を行わない
土地の緑化	■できるかぎり緑化に努め、植栽は周辺の景観及び植生に調和するよう構成・配置する
外観	■圧迫感を与えるような長大な法面や擁壁が生じないように配慮する
その他	■行為地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす

4-4届出の流れ

行為の届出の手続きは、行為の着手前に市長へ届出が必要となります。具体的な届出の手続きの流れは、次のとおりです。

なお、客観的かつ明示的な判断が特に必要となる届出については、審議機関の意見を求めます。



5. 景観形成重点エリアの指定方針

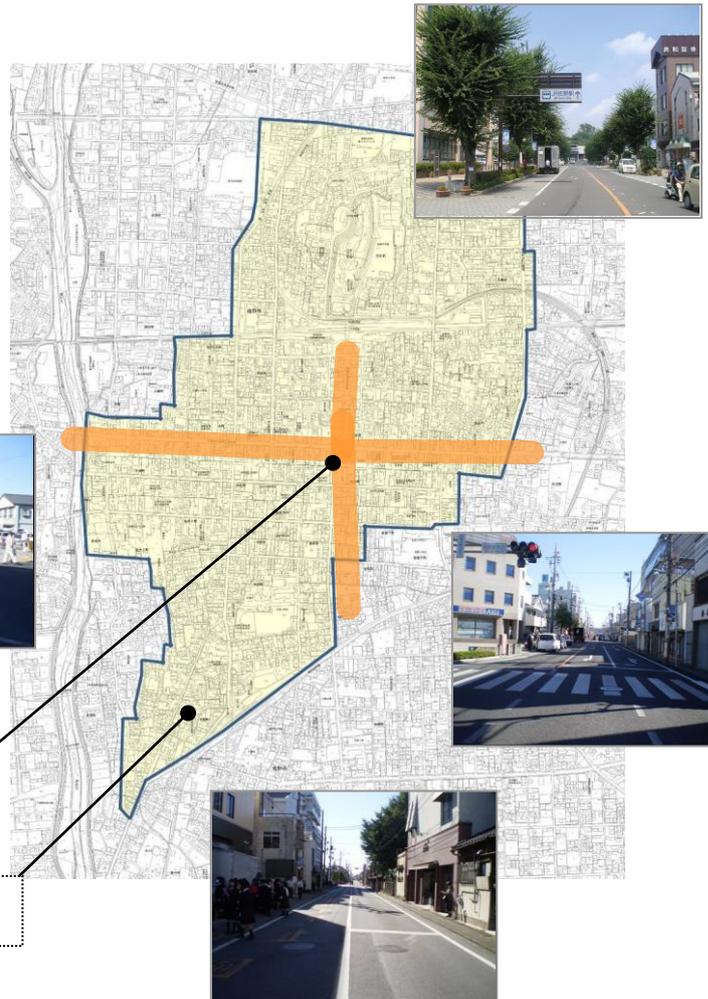
地域の個性を活かした景観形成を図る必要があるエリアを景観形成重点エリアとして指定し、きめ細かな景観形成基準を設けます。

なお、景観形成重点エリアの指定については、住民や関係者等の合意形成を十分図り、次の指定方針をもとに、必要に応じて順次検討していくものとします。

景観形成重点エリア指定方針
■上位計画及び関連計画においてまちづくり、施設整備が進められている、もしくは計画、構想されているエリア
■すでに優れた景観が形成されているが、放置すれば悪化していく懸念があるため、保全を必要とするエリア
■先進モデルとして、景観形成を展開することにより、他の地域を先導する役割を期待できるエリア
■地域住民の発意によりエリア指定の意向があり、必要と判断されるエリア

候補地 佐野市中心市街地

主要地方道桐生岩舟線及び市道1級1号線の整備事業と連動し、まちなか活性化推進協議会「シンボルロードとそのまちづくり専門部会」の提言による整備方針をもとにエリアを明確に指定し、良好な景観の形成に関する方針とその基準を設定します。



景観形成重点エリア
の候補地

まちなか活性化計画区域
(約 165ha)

6. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

(法第8条第2項第4号関係)

地域の良好な景観に重要な役割を担っている建造物や樹木で、公共的な管理が必要となるものは、所有者や関係者と十分な協議の上、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、適切な保全と活用を図ります。

- 地域の特徴的な景観のシンボルとなっており、親しまれている建造物や樹木
- 歴史的、文化的に価値が高いと認められる建造物や樹木
- 周辺の整備に合わせて一体的な景観形成が望まれる建造物や樹木

7. その他良好な景観形成に関する事項(法8条第3項第5号関係)

7-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

本市は栃木県屋外広告物条例により、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に、屋外広告物の設置、管理等について規制誘導してきました。

今後は、屋外広告物の現況調査等を実施し、市内の掲出状況の把握に努め、地域の実情に即した本市独自の条例を制定し、適切な屋外広告物の規制誘導を図っていくことを検討します。

7-2 景観重要公共施設の整備に関する基本事項

地域の景観形成において特に重要な役割を果たす道路、河川、都市公園等の公共施設は、必要に応じて景観重要公共施設として位置づけ、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を個別に定めます。道路は、電線類の地中化や集約化、電柱の移設等について、電線共同溝法の特例(第48条)を活用し、良好な沿道空間の創出を図ります。

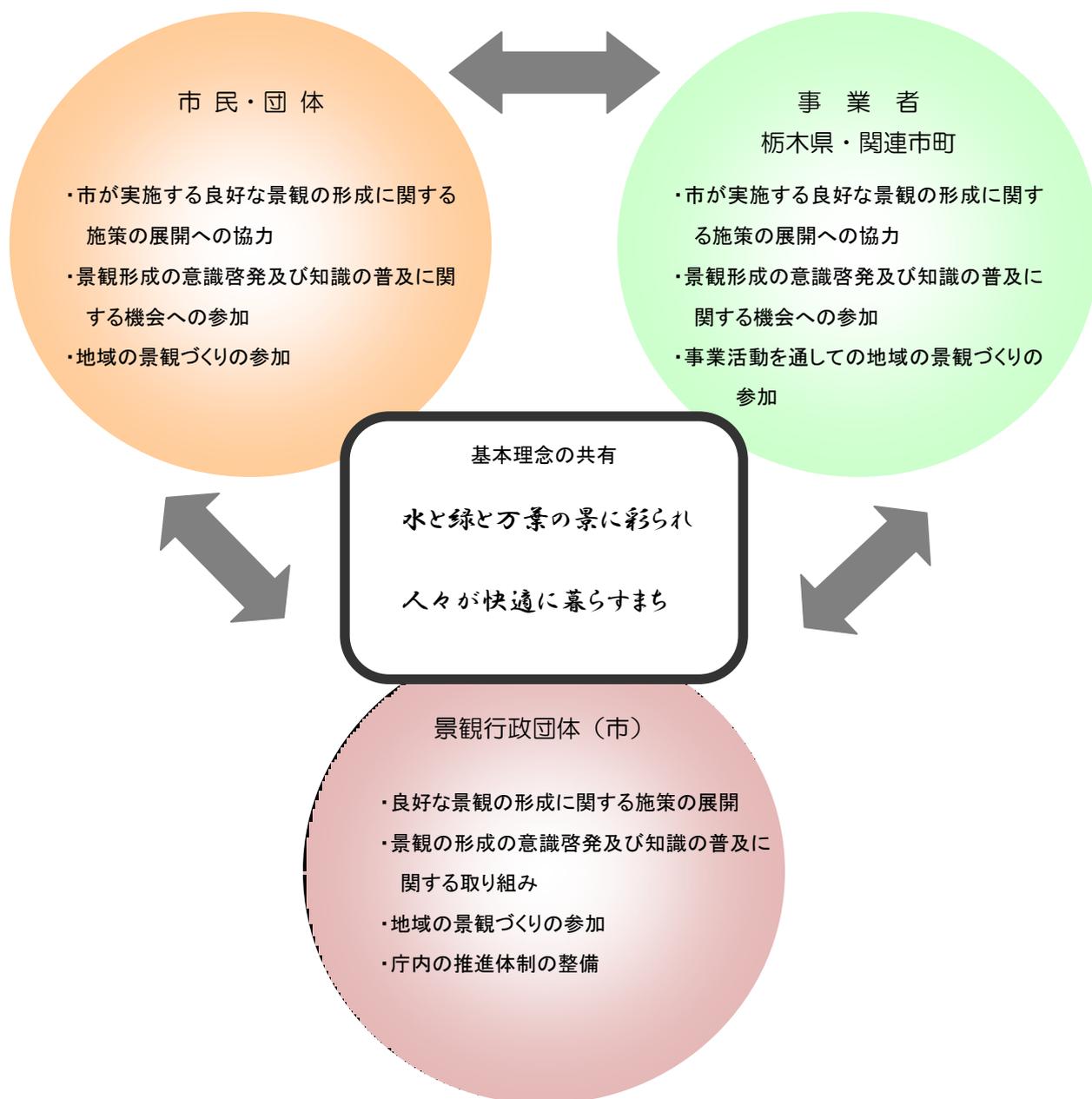
7-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

農業振興地域内において、景観と調和の取れた良好な営農条件の環境を維持し、農山村地域に特有な景観の保全・創出を図るため、農業振興地域整備計画と整合性を図りながら、景観農業整備計画を策定することができます。本市には、「残したい栃木の棚田21」に選出された下彦間高野の棚田をはじめ、良好な営農環境に恵まれた魅力ある農村景観を多数有しているため、策定の必要性を検討していきます。

第Ⅱ章 実現化方策

1. 協働による景観形成

本市の良好な景観を実現するために、基本理念を市民や団体、事業者、景観行政団体である市が共有し、それぞれの果たすべき明確な役割のもと、景観形成を推進していきます。



2. 景観形成の推進方策

本市の景観形成にかかる推進方策は、景観計画の施行時または施行後まもなく実施予定の取り組み（短期）と、景観計画の施行後、進捗状況に合わせて適宜実施する取り組み（中長期）によって進めていきます。

推進方策の体系		
	短期	中長期
景観形成のルールづくり		
景観条例の制定・施行	→	→
届出制度による景観誘導	→	→
景観形成重点エリアの候補地選定及び指定	→	→
景観重要建造物・景観重要樹木の候補選定及び指定	→	→
景観計画の見直し	→	→
屋外広告物条例の制定・施行		→
景観形成の意識啓発や知識の普及		
計画の周知とシンポジウム等のイベント開催	→	→
表彰制度の充実	→	→
景観まちづくりの学習の場の提供	→	→
支援・助成制度の検討		→
地域の景観づくりの推進		
生活マナーの向上と身近な景観づくり	→	→
各団体の活動のバックアップ	→	→
活動団体の認定制度の創設		→
景観法の諸制度の活用		→
庁内の推進体制の整備		
審議機関の設置	→	→
組織の連携強化と職員の意識啓発	→	→
リーディングプロジェクトとの連携	→	→
公共事業にかかる景観形成指針の制定		→

2-1 景観形成のルールづくり

市全域ならびに地域の良好な景観形成にあたっては、本計画に基づいた景観形成のルールを定めた景観条例を制定して進めていきます。

また、本計画は、社会情勢や市民のニーズ等を考慮し、柔軟に見直しを図り、地域の景観の特性を際立たせた良好な景観を形成していきます。

2-2 景観形成の意識啓発や知識の普及

①計画の周知とシンポジウム等のイベント開催

本市の良好な景観を形成するための方針やその基準などを、広報やパンフレット、ホームページ等、さまざまな媒体を通して、市民や事業者に分かりやすく示していきます。また、シンポジウムやセミナー等を継続的に開催し、景観に関する情報や関連する取り組み事例等を紹介し、意識の高揚を図ります。

②表彰制度の充実

都市景観の形成、歴史及び文化の創造並びに建築水準の向上に寄与する建築物等を表彰することにより、市民のまちづくりに対する意識の高揚及び建築活動の活性化を図ることを目的に、「さのし建築景観賞」を実施しております。

今後は、本市の良好な景観の形成に貢献しているまちづくり活動等にも焦点を当てて、表彰制度の充実を図ります。

③景観まちづくりの学習の場の提供

次世代のまちづくりを担う児童や生徒が、身近な地域の景観に対する関心を抱き、自分たちの住んでいる地域に対して、愛着や誇りをもつ意識を育むことを目的に、景観まちづくりの学習の実施を検討します。

④支援・助成制度の検討

地域や団体などが行う景観形成活動に対して、学識経験者やまちづくりの専門家等を「景観アドバイザー」として派遣する制度を創設し、出前講座や情報提供、専門的アドバイスをを行う等、地域や団体による主体的な取り組みの支援を検討します。

また、良好な景観形成に関わる団体への活動費用の助成や、道路等の公共空間の整備に合わせた沿道建築物等の修景に対する費用の助成について、地域の良好な景観の形成を後押しできるよう、制度のあり方を検討します。

2-3 地域の景観づくりの推進

①生活マナーの向上と身近な景観づくり

道路や川にゴミを捨てない、建築物や工作物に落書きをしない、違法駐輪をしない等、日常生活におけるマナーの向上やモラルの改善は、地域の良好な景観を築く前提となるものです。また、近所同士の生け垣づくり、会社や自宅の庭先、駐車場の掃除、ベランダや窓辺の緑化等は、家族や職場で取り組むことができる景観づくりの第一歩です。こうした身近な景観への取り組みを推進し、やがて地域活動、市域の取り組みへと波及していく効果を期待します。

②各団体の活動のバックアップ

良好な景観の形成に関わる地域で活動する団体に対し、情報の提供や物資の提供を行い、円滑な活動ができるようバックアップします。また、ワークショップ等を開催し、地域の景観について行政や各活動団体との情報の共有化を図ります。

③活動団体の認定制度の創設

地域の景観まちづくりを担う活動団体を認定する制度を設け、活動に関する情報提供や助言、その他必要な支援等について検討します。

④景観法の諸制度の活用

地域の景観形成に対する意識の高まりに応じて、地域の景観づくりに積極的に関わっていくことができる景観法の制度を活用します。

景観協議会(法15条)

地域の良好な景観を形成する上で、関係する市民、事業者、公共施設管理者、景観行政団体(市)等により組織される法定協議会を設置する制度。

景観協定(法81条)

地域の建築物、工作物、緑、看板等の景観に関する事項を定める自主的な協定制度。

景観整備機構(法92条)

景観形成活動を担う主体として公益法人や特定非営利活動法人(NPO)を、景観の専門家による情報提供、地域のコーディネート、景観重要建造物の買収等を活動目的として指定する制度。

住民提案制度(法11条)

土地の所有者やまちづくりNPO、公益法人等が土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に景観計画の提案をできる制度。

2-4 庁内の推進体制の整備

①審議機関の設置

本市の良好な景観の形成のために、助言、指導、審議する第三者機関として、学識経験者や専門家等で構成される審議機関を設置します。

主な審議内容

- 景観計画の変更・見直しに関する事
- 景観形成重点エリアの指定に関する事
- 届出の審査内容に関する事
- 表彰制度に関する事
- その他、良好な景観の形成に関する事

②組織の連携強化と職員の意識啓発

庁内各部局と情報の共有や意見交換の場の設置等により連携を強化し、良好な景観形成に向けた施策に取り組んでいきます。

市職員は、講習会や研修などを通じて、景観形成に関する意識の向上や知識・技術の習得に積極的に努めます。また、各地域における景観まちづくりに関わり活動に積極的に参加し、地域の良好な景観づくりに関して、情報提供などを行うとともに、一市民としての立場から積極的な提案を行います。

③リーディングプロジェクトとの連携

地域の磨き上げた景観は、来訪者に魅力的に映る観光資源であるため、本市が総合計画中期基本計画でリーディングプロジェクトとして位置づけた「観光立市の推進」の取り組みと連携し、観光振興に繋がる景観の形成を図ります。

④公共事業にかかる景観形成指針の策定

栃木県公共事業景観形成指針の内容を参考に、公共事業にかかる景観形成指針の策定について検討します。

3. 関連法や諸制度との連携

本計画に基づき景観法を活用するとともに、地域の景観の特性に応じ、関連法や諸制度との連携を図り、本市の良好な景観を総合的に形成していきます。

根拠法	名称	根拠法及び諸制度の活用目的								
		建物の形態・意匠	建物の色彩	建物の高さ	歴史的建造物の保存	敷地内の緑化	屋外広告物	工作物	開発行為	自然景観の保全
景観法	景観計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	景観地区	●	●	●				●		
	景観協定	●	●	●		●	●	●		
都市計画法	地区計画	●	●	●		●	●	●		●
	高度地区			●						
	風致地区	●	●	●		●		●	●	●
建築基準法	建築協定	●	●	●		●				
都市緑地法	緑地協定					●		●		
屋外広告物法	栃木県 屋外広告物条例						●			
工場立地法						●				
歴史まちづくり法		●			●				●	
文化財保護法	文化的景観							●	●	●
	登録有形文化財 (建造物)				●					
	重要伝統的建造 物群保存地区				●					
農振法								●	●	
自然公園法	栃木県立 自然公園条例		●	●				●	●	●
自然環境保全法	自然環境の保全 及び緑化に 関する条例			●				●	●	●
森林法	地域森林計画 対象民有林							●	●	

地区計画

地区計画は、良好な住環境を将来にわたり維持・保全する目的で、地区の特性に応じて、建築物の用途や形態、敷地の形状等に対する制限等、きめ細かいルールを定めることができます。

高度地区

高度地区は、建築物の高さの最高限度または最低限度を設定し、用途地域内において市街地の環境を維持し、より高度な土地利用を促します。例えば、低層の住宅地の環境を確保したい地区は、建物の高さの最高限度を定めることができます。

風致地区

良好な自然的景観を形成している地区のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めます。

地区内においては、建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採などの行為についての基準が定められます。

建築協定

地域住民や関係者の同意のもと、建築基準法で定められた以上の基準を定め、互いに守り合うことを制度化したものが建築協定です。建築協定は、単なる申し合わせや任意の協定とは異なり、締結するときは市の許可が必要となります。

緑地協定

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の合意により、その区域における樹木等の種類、かきさくの構造などの緑化に関する事項について締結した協定です。

工場立地法

工場を周辺環境に配慮して適性に立地するため、敷地面積に対する生産施設の面積率、緑地の面積率、環境施設の面積率等の基準を定めた法律です。

歴史まちづくり法

正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。歴史や文化を反映した活動とそれが行われる建造物や市街地とが一体となって形成している市街地環境を維持向上させ、後世に継承させることを目的としています。

文化的景観

文化的景観とは、景観法の制定に合わせて、文化財保護法の改定により設けられた制度で、地域における人々の生活または生業及び風土により形成された景観を文化財として位置づける制度です。

景観計画区域や景観地区内にある文化的景観のうち、都道府県または市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として文部科学大臣が選定します。

登録文化財制度

登録文化財は、平成8年の文化財保護法の改正によって新たに設けられた制度で、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」等について登録することができます。指定文化財とは異なり、外観を大きく変えなければ内部を改装・改造することができます。

農振法に基づく優良農地の確保

「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、県が指定する農業振興地域を対象に、農業の振興を図るべき優良な農地を農用地区域として指定します。農振法では、農用地区域内の土地（農振農用地）は農業のために利用する土地と位置づけられ、ほかの用途への転用はできないものとされています。

栃木県立自然公園条例

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するものです。

県立自然公園内における工作物の新築等、また土地の形状変更等の行為を行う場合は、事前に市長への許可申請、または届出が必要となります。

自然環境の保全及び緑化に関する条例

生物の多様性の確保やその他の自然環境の適正な保全及び緑化を総合的に推進することを目的として定めています。

保全地域においては、建築物等の新築・改築・増築、土地の形質変更、土石の採取、木竹の伐採等を行う場合は、事前に市町への許可申請、または届出が必要となります。

地域森林計画対象民有林

森林の資源や機能を保全し、健全で豊かな森林をつくることを目的とするもので、伐採しようとする森林が地域森林計画対象民有林に指定されている場合、市に対し伐採届を提出する必要があります。

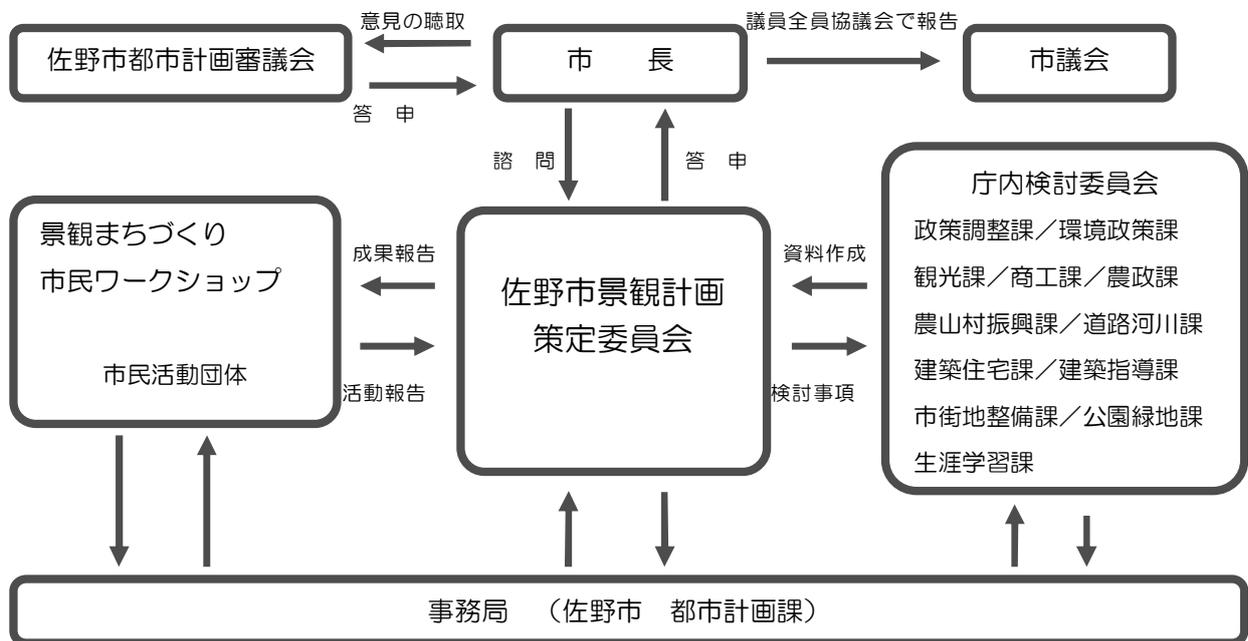
また、伐採面積が1 ha を超える場合は林地開発行為となり、県への届出が必要となります。

参 考 资 料

1. 計画の策定体制

①策定体制

佐野市景観計画の策定体制は次のとおりです。



②委員構成

佐野市景観計画策定委員会の委員構成は次のとおりです。

平成21年度

		氏名	団体名等	
1	学識経験のある者	為国 孝敬氏	NPO 法人まちづくり支援センター	
2		増山 正明氏	足利工業大学 教授	
3		茂木 弘司氏	(社) 栃木県建築士会佐野支部	
4	関係団体の推薦者	男女共同参画	青木 治子氏	男女共同参画ネットワークさの
5		林業	新井 富夫氏	みかも森林組合
6		商工	落合 喜行氏	佐野商工会議所
7		商工	横田 弘氏	佐野市あそ商工会
8		歴史・文化	京谷 博次氏	安蘇史談会
9		観光	椎名 達浩氏	佐野市観光協会
10		農業	田中 利夫氏	JA 佐野
11	景観まちづくり	佐野地区	石田 美代子氏	あかみ浅間の里
12	市民ワークショップの 構成員	田沼地区	齋藤 弘氏	飛駒フラワー愛好会
13		葛生地区	野部 利司氏	仙波地区むらづくり協議会
14	関係行政機関の職員		篠原 衛氏	栃木県 佐野土木事務所長
15			篠山 俊夫氏	佐野市 都市建設部長

平成22年度

		氏名	団体名等	
1	学識経験のある者	為国 孝敬氏	NPO 法人まちづくり支援センター	
2		増山 正明氏	足利工業大学 教授	
3		茂木 弘司氏	(社) 栃木県建築士会佐野支部	
4	関係団体の推薦者	男女共同参画	青木 治子氏	男女共同参画ネットワークさの
5		林 業	新井 富夫氏	みかも森林組合
6		商 工	落合 喜行氏 太田 哲夫氏	佐野商工会議所
7		商 工	本郷 孝氏	佐野市あそ商工会
8		歴史・文化	京谷 博次氏	安蘇史談会
9		観 光	椎名 達浩氏	佐野市観光協会
10		農 業	田中 利夫氏	JA 佐野
11	景観まちづくり	佐野地区	石田 美代子氏	あかみ浅間の里
12	市民ワークショップの 構成員	田沼地区	齋藤 弘氏	飛駒フラワー愛好会
13		葛生地区	野部 利司氏	仙波地区むらづくり協議会
14	関係行政機関の職員		篠原 衛氏	栃木県 安足土木事務所長
15			出井 孝志氏	佐野市 都市建設部長

平成23年度

		氏名	団体名等	
1	学識経験のある者	為国 孝敬氏	NPO 法人まちづくり支援センター	
2		増山 正明氏	足利工業大学 教授	
3		茂木 弘司氏	(社) 栃木県建築士会佐野支部	
4	関係団体の推薦者	男女共同参画	青木 治子氏	男女共同参画ネットワークさの
5		林 業	新井 富夫氏	みかも森林組合
6		商 工	太田 哲夫氏	佐野商工会議所
7		商 工	本郷 孝氏	佐野市あそ商工会
8		歴史・文化	京谷 博次氏	安蘇史談会
9		観 光	椎名 達浩氏	佐野市観光協会
10		農 業	田中 利夫氏	JA 佐野
11	景観まちづくり	佐野地区	石田 美代子氏	あかみ浅間の里
12	市民ワークショップの 構成員	田沼地区	齋藤 弘氏	飛駒フラワー愛好会
13		葛生地区	野部 利司氏	仙波地区むらづくり協議会
14	関係行政機関の職員		渡辺 一男氏	栃木県 安足土木事務所長
15			出井 孝志氏	佐野市 都市建設部長

2. 委員会及びワークショップの開催経過

①佐野市景観計画策定委員会

佐野市景観計画策定委員会の開催経過については次のとおりです。

	開催時期	主な議事内容
第1回	平成21年 10月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■景観法と景観計画について ■景観まちづくり市民ワークショップの活動について(経過報告)
第2回	平成22年 1月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ■佐野市の景観の特性と課題について ■景観まちづくり市民ワークショップの活動について(経過報告)
第3回	3月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ■佐野市の景観の特性と課題について ■景観の形成の基本的視点について ■景観まちづくり市民ワークショップの活動について(最終報告)
第4回	6月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■景観計画の構成について ■景観計画区域について ■重点的に景観形成を進めるエリアについて
第5回	9月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な景観の形成に関する方針について ■シンボルロードとそのまちづくり専門部会について(経過報告)
第6回	12月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■良好な景観の形成に関する方針について ■行為の制限について ■シンボルロードとそのまちづくり専門部会について(経過報告)
第7回	平成23年 2月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■行為の制限について ■実現化方策について ■シンボルロードとそのまちづくり専門部会について(経過報告)
第8回	5月 9日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ■佐野市景観計画(素案)の最終確認について ■パブリックコメントの実施について ■シンボルロードとそのまちづくり専門部会について(最終報告)
第9回	9月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの結果について ■佐野市景観計画(案)について ■佐野市景観条例(案)について

②景観まちづくり市民ワークショップ

地域の景観の現況や課題、改善点について、グループワークや現地調査を通して話し合い、団体活動を通して地域の良好な景観の形成にどのように関わるべきかを考察するため、ワークショップを実施しました。

	実施時期	種別	主な活動内容
1	平成21年 7月31日(金)	第1回 全体会議	■ガイダンス及び参加者紹介 ■景観法の活用について ■市民ワークショップの活動について
2	8月19日(水)	第2回 全体会議	■勉強会「景観まちづくりの具体的な活動について」 ■グループ別の活動について ■現地調査の日程・ルートの選定
3	9月	現地調査	■佐野、田沼、葛生地区フィールドワーク
4	10月7日(水)	第3回 全体会議	■現地調査の報告 ■次回現地調査の日程・ルート選定
5	11月	現地調査	■佐野、田沼、葛生地区フィールドワーク
6	12月14日(月)	第4回 全体会議	■現地調査の報告 ■地区別景観資源の課題や改善点について
7	平成22年 1月20日(水)	第5回 全体会議	■成果の総括「地区別の景観の特徴とまちづくりの方向性」 ■参加団体の話し合い「景観まちづくりに向けて」
8	2月15日(月)	第6回 全体会議	■参加団体ごとの発表会「景観まちづくりに向けて」 ■勉強会「景観まちづくりを進めるために」 ■ワークショップの総評と今後の展開について

参加団体

建築士会佐野支部／わたらせクリーン隊／しののめクリーン隊／あかみ浅間の里
作原地区むらづくり推進協議会／飛駒地区むらづくり推進協議会／下彦間フラワー愛好会
えんの溜ふれあいの里づくり協議会／戸奈良コミュニティフラワークラブ
仙波地区むらづくり推進協議会／柿平地区むらづくり推進協議会／秋山の里協議会

3. 景観啓発イベント

景観に関する意識啓発を図るため、シンポジウムを開催しました。

開催日時及び会場	内 容
第1回景観まちづくりシンポジウム 日時:平成21年10月20日(火) 会場:佐野市文化会館	■基調講演 「地域環境からの景観まちづくり」 講師 増山 正明氏(足利工業大学 教授)
	■パネルディスカッション 「佐野市の景観まちづくりを進めるために！」 コーディネーター 為国 孝敏氏 パネリスト 増山 正明氏/茂木 弘司氏/ 義本 美智江氏
第2回景観まちづくりシンポジウム 日時:平成22年11月5日(金) 会場:佐野市文化会館	■基調講演 「人が集う 安心安全快適な場所」 講師 松井 英明氏(公共の色彩を考える会 理事)
	■パネルディスカッション 「佐野の顔にふさわしいまちなか景観を考える」 —シンボルロードと景観まちづくり— コーディネーター 為国 孝敏氏 パネリスト 阪田 和哉氏/松永 安優美氏/ 矢島 堅司氏

4. パブリックコメント及び説明会

①パブリックコメント

佐野市計画（素案）の内容について、広く市民や事業者の方の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	■平成23年8月8日（月）～9月9日（金） 33日間
公表方法	■閲覧場所 都市計画課窓口、情報公開窓口、田沼行政センター、 葛生行政センター ■周知媒体 佐野市ホームページ、広報さの、佐野ケーブルテレビ
意見提出	■応募数 4件（50歳代1件、無記名1件、団体2件） ■意見数 6件
意見の対応	■計画に反映した意見 2件（1箇所）

②市民及び事業者説明会

パブリックコメントの実施に合わせ、佐野市計画（素案）の内容を解説し、市民や事業者の方と意見交換をするため、説明会を実施しました。

	開催日時及び会場	出席者
佐野地区	8月10日（水） 中央公民館	19名
田沼地区	8月12日（金） 田沼中央公民館	9名
葛生地区	8月11日（木） 葛生地区公民館	2名

水と緑と万葉のまち景観計画

— 佐野市景観計画 —

発行 佐野市 都市建設部 都市計画課

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3100

FAX 0283-20-3035

Email toshi@city.sano.lg.jp

